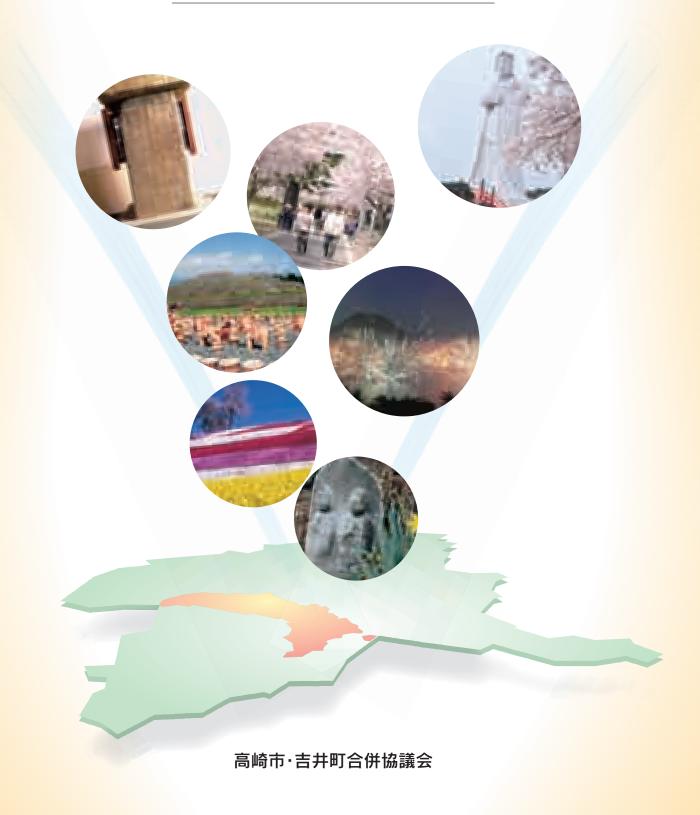
新市基本計画

交流と創造~輝く高崎

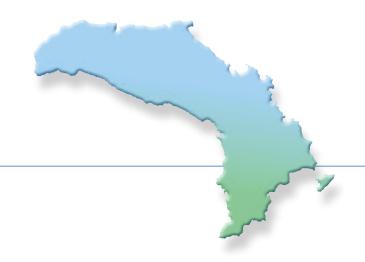


新市基本計画

交流と創造~輝く高崎

平成21年度~平成29年度 (2009年度~2017年度)





新市基本計画の



高崎市長 松浦 幸雄

合併後の新しい高崎市には、関東平野に広がる美しい大地や丘陵・ 山間地域の緑豊かな自然と水源などの恵まれた自然環境をはじめ、 それぞれの地域が大切に培ってきた歴史、文化、人材などの貴重な 資源があります。

新しい高崎市は、これらの多様な資源を積極的に活用し、関東と 信越を結ぶ全国有数の交通拠点性を高め、人・もの・情報などの交 流と新たな芸術・文化や技術などの創造を促すことによって、地域 全体の継続的な発展を目指してまいります。

この新市基本計画は、将来にわたって豊かな市民生活を実現するため、平成21年度から平成29年度までの9年間を計画期間とし、地域の個性を活かした新しいまちづくりの方向性を示したものです。今後は、本計画に掲げる「交流と創造~輝く高崎」を目指し、37万市民と行政の協働のもと、本計画の着実な実行に努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



策定にあたって



 吉井町長

 斎藤 軍雄

平成21年6月1日、高崎市と吉井町の合併が、7年に及ぶ紆余曲折を経て実現します。この合併により、高崎地域において合併協議に参加した7市町村の全てが合併することになります。

平成23年4月の中核市への移行を目指す高崎市に、吉井町が加われたことは、新高崎市のまちづくりはもちろんのこと、吉井地域のまちづくりに大きな効果があるものと確信しております。

この度の合併協議の中で、合併後9年間のまちづくりの指針となる「新市基本計画」が策定されました。

この計画は、合併前の7市町村の地域別整備計画を盛り込むなど、 それぞれの地域の個性を活かし、地域の均衡ある発展を目指すもの となっております。

今後は、この計画を基礎として、新しいまちづくりの実現に向けた施策を推進していくことが求められます。そのためには、住民一人ひとりがまちづくりに参画していただくことが、最も重要なことと考えますので、どうか温かいご理解とご協力をお願い申し上げます。



目 次 Contents

-	第1章 序論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1. 合併の必要性 (1)日常生活圏の拡大 (2)広域的な視点に立った新しいまちづくり (3)地方分権時代に対応した行政基盤の強化 (4)都市が自立可能な財政基盤の強化 (5)限りない地域の発展のために 2. 計画策定の方針 (1)計画の趣旨	··· 2 ··· 2 ··· 2 ··· 2 ··· 2 ··· 2 ··· 2
	(2)計画の対象区域 (3)計画の構成 (4)計画の期間 (5)市民のための計画 (6)総合計画等との関連	··· 3 ··· 3 ··· 4 ··· 4
	■ 1. 位置と地勢 ····································	
	2. 面積	
	3. 人口	
	(1)人口と世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(2)年齢別人口	
	4. 産業	
	4. 厘美	11
247		11 13
45	第3章 新市建設の基本方針	13 14
2	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標	13 14
25	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標	13 14 14
5	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標	13 14
	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標	13 14 14 14 14
3	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標 (1)新市のまちづくりの理念 (2)新市の将来都市像 (3)新市の人口 (4)新市の世帯	13 14 14 14 14 14
3	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標 (1)新市のまちづくりの理念 (2)新市の将来都市像 (3)新市の人口 (4)新市の世帯 (5)新市の土地利用 2. 新市のまちづくりの基本戦略 (1)高崎駅を中心としたまちづくり	13 14 14 14 14 14
	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標 (1)新市のまちづくりの理念 (2)新市の将来都市像 (3)新市の人口 (4)新市の世帯 (5)新市の土地利用 2. 新市のまちづくりの基本戦略 (1)高崎駅を中心としたまちづくり (2)日本一の安心・安全なまちづくり	13 14 14 14 14 15 15
	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標 (1)新市のまちづくりの理念 (2)新市の将来都市像 (3)新市の人口 (4)新市の世帯 (5)新市の土地利用 2. 新市のまちづくりの基本戦略 (1)高崎駅を中心としたまちづくり (2)日本一の安心・安全なまちづくり (3)文化の薫る品格のあるまちづくり	13 14 14 14 14 14 15 15 15
	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標 (1)新市のまちづくりの理念 (2)新市の将来都市像 (3)新市の人口 (4)新市の世帯 (5)新市の土地利用 2. 新市のまちづくりの基本戦略 (1)高崎駅を中心としたまちづくり (2)日本一の安心・安全なまちづくり (3)文化の薫る品格のあるまちづくり (4)市民力を生かしたまちづくり	13 14 14 14 14 15 15 15 15 16
	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標 (1)新市のまちづくりの理念 (2)新市の将来都市像 (3)新市の人口 (4)新市の世帯 (5)新市の土地利用 2. 新市のまちづくりの基本戦略 (1)高崎駅を中心としたまちづくり (2)日本一の安心・安全なまちづくり (3)文化の薫る品格のあるまちづくり	13 14 14 14 14 14 15 15 15
£ 8	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標 (1)新市のまちづくりの理念 (2)新市の将来都市像 (3)新市の人口 (4)新市の世帯 (5)新市の土地利用 2. 新市のまちづくりの基本戦略 (1)高崎駅を中心としたまちづくり (2)日本一の安心・安全なまちづくり (3)文化の薫る品格のあるまちづくり (4)市民力を生かしたまちづくり (5)たくましい産業を育むまちづくり	13 14 14 14 14 15 15 15 15 16 16
2.5	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標 (1)新市のまちづくりの理念 (2)新市の将来都市像 (3)新市の人口 (4)新市の世帯 (5)新市の土地利用 2. 新市のまちづくりの基本戦略 (1)高崎駅を中心としたまちづくり (2)日本一の安心・安全なまちづくり (3)文化の薫る品格のあるまちづくり (4)市民力を生かしたまちづくり (5)たくましい産業を育むまちづくり (6)世界にひらかれたまちづくり (6)世界にひらかれたまちづくり (1)健康・福祉『すこやかで元気に暮らせるまち』	13 14 14 14 14 15 15 15 16 16 16 17
	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標 (1)新市のまちづくりの理念 (2)新市の将来都市像 (3)新市の人口 (4)新市の世帯 (5)新市の土地利用 2. 新市のまちづくりの基本戦略 (1)高崎駅を中心としたまちづくり (2)日本一の安心・安全なまちづくり (3)文化の薫る品格のあるまちづくり (4)市民力を生かしたまちづくり (5)たくましい産業を育むまちづくり (6)世界にひらかれたまちづくり (6)世界にひらかれたまちづくり (7)健康・福祉『すこやかで元気に暮らせるまち』 (2)教育・文化『豊かな心と感性が育つまち』	13 14 14 14 14 15 15 15 15 16 16 16 17
	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標 (1)新市のまちづくりの理念 (2)新市の将来都市像 (3)新市の人口 (4)新市の世帯 (5)新市の土地利用 2. 新市のまちづくりの基本戦略 (1)高崎駅を中心としたまちづくり (2)日本一の安心・安全なまちづくり (3)文化の薫る品格のあるまちづくり (4)市民力を生かしたまちづくり (5)たくましい産業を育むまちづくり (5)たくましい産業を育むまちづくり (6)世界にひらかれたまちづくり (6)世界にひらかれたまちづくり (1)健康・福祉『すこやかで元気に暮らせるまち』 (2)教育・文化『豊かな心と感性が育つまち』 (3)環境・安全『安心でやすらぎのあるまち』	13 14 14 14 14 15 15 15 15 16 16 16 17 17
	第3章 新市建設の基本方針 1. 新市のまちづくりの目標 (1)新市のまちづくりの理念 (2)新市の将来都市像 (3)新市の人口 (4)新市の世帯 (5)新市の土地利用 2. 新市のまちづくりの基本戦略 (1)高崎駅を中心としたまちづくり (2)日本一の安心・安全なまちづくり (3)文化の薫る品格のあるまちづくり (4)市民力を生かしたまちづくり (5)たくましい産業を育むまちづくり (6)世界にひらかれたまちづくり (6)世界にひらかれたまちづくり (7)健康・福祉『すこやかで元気に暮らせるまち』 (2)教育・文化『豊かな心と感性が育つまち』	13 14 14 14 14 15 15 15 15 16 16 16 17

	4. 地域のまちづくり (1)高崎市 (1)高崎市 (1)高崎地域(都市拠点ゾーン) (2)倉渕地域(自然共生ゾーン) (3)箕郷地域(歴史田園ゾーン) (4)群馬地域(歴史文化ゾーン) (5)新町地域(生活都市ゾーン) (6)榛名地域(観光交流ゾーン) (2)吉井町(文化自然ゾーン)	20 20 22 24 26 28 30 32
角	9.4章 新市の施策 ····································	35 36
	2. 教育・文化(豊かな心と感性が育つまち)	39
	3. 環境・安全(安心でやすらぎのあるまち)	44
	4. 産業・観光(人々がつどう魅力あるまち)	46
	5. 都市・建設(便利で快適な住みよいまち)	49
	6. 地域・自治(市民とつくるみんなのまち)	53
角		57
角	96章 新市における国·県事業の推進 ············· !	59
	1. 高崎市 ······	60
	2. 吉井町	61
角		63
	1. 基本方針 ······	66
	2. 基本的事項 (1)計画期間 (2)スタイル (3)作成手法	66 66 66
	3. 計画の概要	66
	4. 個別推計基準等 ····································	67 69
資	· ···································	71
	1. 合併協議等の経過	72
	2. 高崎市・吉井町合併協議会の組織体系図	74
	3. 高崎市·吉井町合併協議会委員等名簿 ····································	75

高崎市·吉井町合併協議会憲章

1

住民合意に裏付けられた合併

合併は、今後将来にわたる住民サービスのあり方や住民負担の方向性を決定するものである。住民サービスや諸制度が創設された背景及び住民に対する影響等に十分配慮し、住民の視点に立った協議を行うことにより、住民の不安を払拭するとともに理解を深め、住民合意に裏付けられた合併を目指す。

2

対等な立場にたった合併

それぞれの地域には、それぞれに歴史があり、文化があり、積み重ねられてきたまちづくりの実績がある。お互いにそれぞれの地域の立場を尊重し、認め合いながら、新しい市の建設という共通の目的のために対等な立場にたった合併を目指す。

3

地域の特色を活かした合併

それぞれの地域には、恵まれた自然環境や地域に受け継がれてきた優れた伝統・文化がある。地域の財産や地域の独自性、地域に対する住民の想いを大切にし、将来に夢と希望が持てる地域の特色を活かした合併を目指す。

4

地域の均衡ある発展を約束する合併

それぞれの地域には、地域との深い関わりをもつ経済活動があり、住民の営みがある。産業の育成に積極的に取り組むとともに、地域整備を進め、地域の均衡ある発展を約束する合併を目指す。

5

住民自治に根ざした合併

それぞれの地域には、これまで地域を支えてきた住民の活動があり、エネルギーがある。地域住民と行政との協働により、住民の意思や自主性が尊重される住民自治に根ざした合併を目指す。







- 1. 合併の必要性
- 2. 計画策定の方針



高崎公園の桜

第1章 序 論

1.合併の必要性

(1) 日常生活圏の拡大

道路交通網の整備や情報通信手段の発達に伴い、地域住民の生活行動圏域は、行政区域を越えて飛躍的に拡大しています。

このような中で、地域の実情と住民ニーズに即した公共サービスを効率的に提供し、地域全体の発展を支えていくためには、地域住民の生活圏域と行政区域を可能な限り合致させていくことが求められています。

また、こうした取り組みは、公共サービスの受益者と納税者の基盤を一致させることとなり、「自らのまちのあり方を住民が自ら決定していく」という「自治に関する自己決定」の観点からも重要であり、より住民の目線に立った地方自治への前進が期待されます。

(2) 広域的な視点に立った新しいまちづくり

多様化する住民ニーズに対応した行政サービスを推進していくためには、地域の多様な人材、文化、 産業等の資源や自然環境等の特色を有機的に連携・活用した多様性にとんだまちづくりの視点が求め られています。

(3) 地方分権時代に対応した行政基盤の強化

地方分権時代の中で今後更に権限、財源の移譲が進められ、地域間の競争がますます激しくなることが予想されます。

こうした中で、福祉や環境、教育等の住民に身近な課題に的確に対応できるサービス体制を確保していくためには、生活圏を共にする自治体の合併により、専門的な人材の確保や政策立案能力の向上等、地域全体の自治能力を高めていく必要があります。

(4) 都市が自立可能な財政基盤の強化

厳しい社会経済環境の中で、国からの財政支援の減少は避けられず、また、少子高齢社会における 社会保障費の増大や納税人口比率の低下等、日本の社会システムが大きく変化する中で、地方自治体 は今後一層困難な行財政運営を迫られるものと思われます。

このような中で、都市機能を充実させ住民福祉の向上を図っていくためには、効率的・合理的な行財政運営を推進するとともに、税収の安定的な確保等都市が自立できる強固な財政基盤を構築する必要があります。

(5) 限りない地域の発展のために

新市は人口36.5万人を抱える県内最大の都市として、高度の産業業務機能や都市機能の受け皿となり得る地域づくり、全国にも顔の見える都市づくりを推進し、その活力を新市の発展と市民サービスの向上につなげていくことが期待されています。

2.計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

合併は地域住民にとって重大な影響を及ぼすものであることから、住民に対してまちづくりの将来 ビジョンを示していくことが求められると同時に、新市の行財政運営を行っていくうえでの基本的指 針が必要です。

新市基本計画は、高崎市及び吉井町の合併後のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに、新市の均衡ある発展を目指します。

① 総合的な計画

ハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とします。

② 効果的な計画

新市において健全な財政運営が行われるよう、真に新市の発展に資する事業や施策を 選び、効率的な行財政運営に裏付けられた着実な計画とします。

③一体性を確立する計画

旧市町意識を早期に解消し、地域の連帯感を醸成するため、市民交流を促進する計画とします。

④ 住民福祉を高める計画

地域全体のレベルアップを実現し、生活水準・文化水準を高める計画とします。

⑤ 均衡ある発展を実現する計画

両市町で策定している総合計画や新市建設(基本)計画等にも配慮し、それぞれの地域の特性が十分に発揮できるよう、地域の実情に応じたきめ細かな対策を考慮した計画とします。

(2) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、高崎市及び吉井町の全域とします。

(3) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための根幹となる施策及 び事業、公共的施設の統合整備、財政計画等を中心に構成します。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度(2009年度)から平成29年度(2017年度)までの9年間とします。

(5) 市民のための計画

本計画の内容については、社会経済情勢の変化や地域住民の意見を尊重し、必要に応じて見直しを行います。

(6) 総合計画等との関連

本計画は、両市町の総合計画等を尊重した計画とします。



観音山から見た市街地



第2章

新市の概況

- 1. 位置と地勢
- 2. 面積
- 3. 人口
- 4. 産業



鼻高展望花の丘 コスモス

第2章

新市の概況

1.位置と地勢

新市は、群馬県の中西部に位置し、東は前橋市、玉村町、西は安中市、富岡市、甘楽町、長野県、南は藤岡市、埼玉県、北は渋川市、榛東村、東吾妻町、長野原町に接しています。また、日本列島の中では、ほぼ中央部にあり、東京へ約100km、新幹線で約50分という位置にあります。

古くから交通の要衝として発展し、現在は新幹線2路線、JR在来線5路線、私鉄1路線、高速自動車道3路線、そして国道5路線が集中する全国有数の内陸交通の拠点性を有しています。

地形は、三日月形を成しており、南東部は関東平野の一部を形成する平坦地形である一方、北西部はゆるやかな丘陵地形や自然豊かな山々に囲まれた山間地形を有しています。

位置図



2.面積

新市の面積は、459.36kmとなり、群馬県の約7.2%を占めています。

土地の利用状況は、宅地が61.45km (約13.4%)、農用地が93.56km (約20.3%)、山林が100.66km (約21.9%)を占めています。

●地目別面積【平成19年】

(単位:新市 km, 構成比 %)

	総面積	宅地	田	畑	池沼	山林	原 野	雑種地	その他
新市	459.36	61.45	35.49	58.07	0.13	100.66	4.21	25.08	174.27
構成比	100.0	13.4	7.7	12.6	0.0	21.9	0.9	5.5	37.9

資料:総面積 国土交通省国土地理院、地目別 固定資産関係資料

3.人口

(1) 人口と世帯

平成17年10月現在の新市の人口合計は、364,919人です。これは、平成7年の国勢調査の新市人口合計353,879人と比べ、11,040人(約3.1%)の増加となっており、また、平成12年の国勢調査と比べても、6,454人(約1.8%)増加しています。

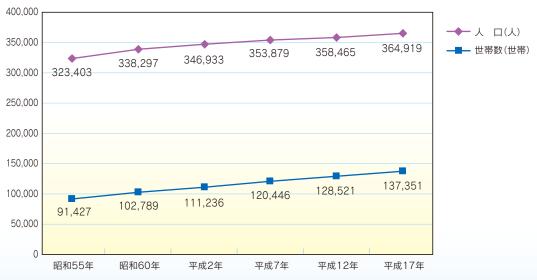
新市の世帯数は平成17年10月現在、137,351世帯で、平成12年と比べ8,830世帯増えており、 人口増加や核家族化に伴う世帯数の増加が見られます。

●新市の人口と世帯数【平成17年10月】

			新	市	高	崎	市	吉	井	町
人		П	364,9	19人	33	39,932	2人	2	4,987.	人
世	帯	数	137,35	1世帯	12	9,177	世帯	8	,174世	帯

資料:国勢調査

●新市の人口と世帯数の推移



(2) 年齢別人口

新市の年齢階層別人口を見ると、平成17年10月現在の年少人口(0 ~ 14歳)の割合は14.5%で、平成12年の国勢調査の年少人口15.1%に比べ0.6ポイント減少しています。また、生産年齢人口(15 ~ 64歳)についても、67.6%から1.9ポイント減少し65.7%となっています。その一方で老年人口(65歳~)は、17.3%から2.5ポイント増加し19.8%となっており、少子高齢化の進行がはっきりとうかがわれます。

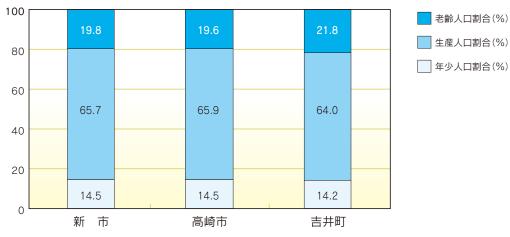
●新市の年齢別人口【平成17年10月】

(単位	1)

	新市	高 崎 市	吉 井 町
年 少 人 口	52,890	49,337	3,553
生産人口	239,871	223,882	15,989
老年人口	72,158	66,713	5,445

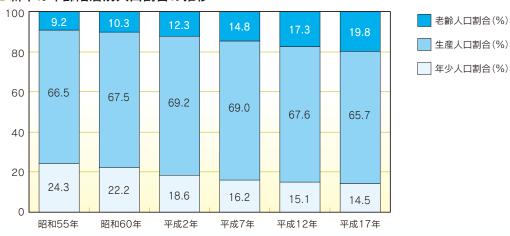
資料: 国勢調査

●地域別年齢階層別人口割合【平成17年10月】



資料:国勢調査

●新市の年齢階層別人口割合の推移



(3) 就業人口

平成17年10月現在の新市の就業人口は、178,180人です。内訳は、第1次産業(農業、林業等)が4.1%、第2次産業(建設業、製造業等)が28.8%、第3次産業(運輸業、小売業、金融業、サービス業等)が66.2%となっています。地域別に見ると、どちらの地域も第3次産業の比率が高くなっています。

推移を見ると、第1次、第2次産業では、近年の農工業離れの影響による従事者数の低下が見られます。その一方で第3次産業は、職種の多様化や第1次、第2次産業からの移行等により、増加の傾向にあります。就業人口全体では、昨今の経済情勢の影響を受け、平成7年をピークに減少傾向にあります。

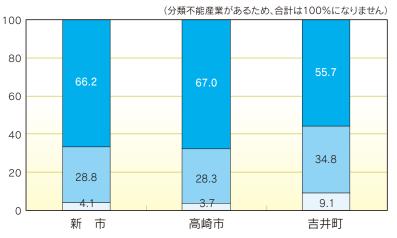
●就業人口と構成比【平成17年10月】

(単位:上段 人、下段 %)

	新 市	高崎市	吉 井 町
第 1 次 産 業	7,344	6,160	1,184
第二次准 集	4.1	3.7	9.1
第 2 次 産 業	51,243	46,733	4,510
第 2 次 座 来	28.8	28.3	34.8
第3次産業	117,889	110,662	7,227
第3次度录	66.2	67.0	55.7
分類 不能	1,704	1,651	53
計	178,180	165,206	12,974

資料:国勢調査

●地域別産業別人口割合【平成17年10月】

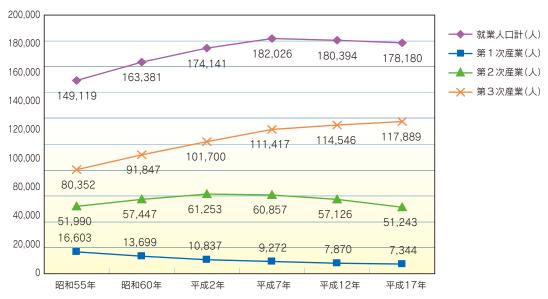


第2次産業(%)

第1次産業(%)

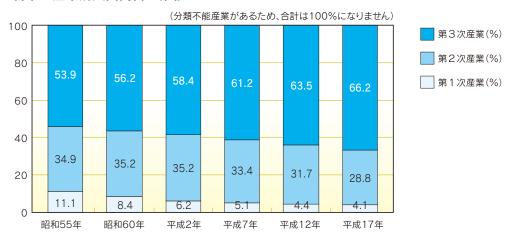
第3次産業(%)

●新市の産業別人口の推移



資料:国勢調査

●新市の産業別人口割合の推移



4.産業

年間商品販売額(卸売業・小売業)は、平成19年現在、新市合計で約1兆7,758億円となっており、 県全体の約26.0%を占めています。平成9年の販売額を1.0とした推移を見ると、平成16年までは、 昨今の厳しい経済情勢を反映した結果となっていましたが、平成19年に1.04と急浮上しました。そ の要因としては、郊外の大型ショッピングセンター進出による影響があげられます。

製造品出荷額等は、平成18年現在、新市合計で約8,005億円となっており、県全体の約10.3%を占めています。平成9年の出荷額を1.0とした推移を見ると、平成14年には0.77と、商業以上に経済停滞の影響を受け、工業生産力低下の傾向にありましたが、平成18年は0.83であり、回復の兆しが見られます。

農業産出額は、平成18年現在、新市合計で約184億円となっており、県全体の約8.2%を占めています。平成9年の産出額を1.0とした推移では、平成18年は0.75となっています。経済情勢だけでなく、農業従事者の高齢化や担い手不足等も大きく影響しているものと思われます。

●新市の産業【平成18年(年間商品販売額は平成19年)】

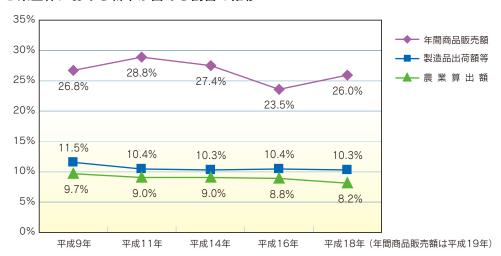
	新 市	高崎市	吉井町
年間商品販売額	1,775,849	1,747,001	28,848
製造品出荷額等	800,518	751,957	48,561
農業産出額	18,380	16,280	2,100

群	馬	県
6,8	30,0)48
7,7	776,0)59
2	226,8	300

(単位:百万円)

資料:年間商品販売額 県商業統計調査 製造品出荷額等 県工業統計調査 農業産出額 農林水産省生産農業所得統計

県全体における新市が占める割合の推移



資料:年間商品販売額 県商業統計調査 製造品出荷額等 県工業統計調査 農業産出額 農林水産省生産農業所得統計

●新市の産業の推移



資料:年間商品販売額 県商業統計調査 製造品出荷額等 県工業統計調査 農業産出額 農林水産省生産農業所得統計



少林山達磨寺七草大祭だるま市



第3章

新市建設の基本方針

- 1. 新市のまちづくりの目標
- 2. 新市のまちづくりの基本戦略
- 3. 新市のまちづくりの大綱
- 4. 地域のまちづくり



みさと芝桜公園

新市建設の基本方針

1.新市のまちづくりの目標

(1) 新市のまちづくりの理念

新市は、群馬県を代表する都市として、21世紀の都市の在り方やその果たす役割を明確に打ち出し、 都市の時代・市民の時代を先頭に立って切り開かなければなりません。

そのため、市町村合併により備わった多様性に富んだ地域の個性を熟成し、活用しながら、新市が一つの都市として独自の魅力と存在感を発揮し、世界都市東京と日本海を結ぶ都市として、その拠点性をますます高めていきます。そして、人・もの・情報などの「交流」と、新たな芸術・文化や科学技術などの「創造」を促すことにより、新市全体の経済を活性化させるとともに、将来にわたって持続的に発展させていく『交流と創造のまちづくり』を積極的に展開し、さらなる飛躍と発展を目指します。

(2) 新市の将来都市像

まちづくりの理念である『交流と創造のまちづくり』は、新市が持つ交通拠点性、自然環境、歴史 的遺産、文化、産業などを生かした「高崎らしい、高崎ならではのまちづくり」です。このまちづく りを進めていく上で最も大切なことは「人づくり」です。この高崎ならではのまちづくりの伝統と精 神を今後も受け継ぎ、市民一人ひとりがまちづくりの主体となり、そして、一人ひとりのたくましさ や個性が輝き、高崎の輝きとなる

交流と創造~輝く高崎

を新市の将来都市像とします。

(3) 新市の人口

平成17年国勢調査における新市の人口は364,919人です。これは平成12年国勢調査と比較し6,454人(1.8%)の増加です。平成7年から平成12年までの人口増加率が1.3%でしたので、日本の総人口や群馬県の総人口が減少傾向にある中で、新市が高い人口増加率を示していることがうかがえます。今後、交流と創造のまちづくりを積極的に展開していくことにより、さらなる人口の増加を図り、計画の最終年度である平成29年度(2017年度)の目標人口を385,000人と設定します。

(4) 新市の世帯

平成17年国勢調査における新市の世帯数は137,351世帯です。これは平成12年国勢調査と比較し8,830世帯(6.9%)増加しています。

価値観の多様化や全国的な少子高齢化を背景として、1人世帯の増加や核家族化などにより今後も世帯数は増加し、計画の最終年度である平成29年度(2017年度)は150,000世帯程度と予測されます。

(5) 新市の土地利用

新市は、約460kmに及ぶ広範な市域において、関東平野の一部を形成する市街地から近郊の住宅地や田園地帯、そして榛名山麓や観音山丘陵に抱かれた豊かな自然に至るまで、地理的特性を生かした多様な土地利用が行われています。

土地は、限られた資源であるとともに、地域の均衡ある発展や豊かな市民生活を創造する上で不可欠な基盤であるため、このような地域の特性を生かしながら、市域を総合的にとらえた適正な土地利用を進めていきます。

さらに、長期的に見込まれる人口減少及び少子高齢化への対応や自然環境の保全などの視点から、 既存の都市基盤を有効活用した集約型の都市構造への誘導を図り、都市機能の集積する市街地と、美 しい農村・自然が共存共栄する、豊かなバランスを保った都市を目指します。

2.新市のまちづくりの基本戦略

新市の将来都市像を実現するため、重点的に取り組む6つのまちづくりの基本戦略を掲げます。この「新市のまちづくりの基本戦略」は、3.「新市のまちづくりの大綱」と連携し、具体的な施策の展開にあたっての基本的な考え方になるものです。

(1) 高崎駅を中心としたまちづくり

高崎駅は、鉄道の一大結節点であるとともに、1日に6万人もの乗降客を数える群馬県最大の集客施設でもあります。そして、高崎駅周辺の都心部には、内外から人々が集まる商業施設・文化・情報などの集積があり、本市全体の発展を牽引していく大きな役割が期待されます。

このような本市の強みを最大限に生かし、さらなる都市機能の集積を図っていくことにより、多くの人々が集まり新しい都市文化や経済活動を生み出すような、にぎわいと躍動感あふれるまちづくりを推進します。

(2) 日本一の安心・安全なまちづくり

少子高齢化が進行する中、次代の高崎を担う子どもたちを健やかに産み育てることができる環境の整備が極めて重要となっています。医療・福祉・教育・文化・スポーツなどの幅広い分野において、だれもが豊かさと安心を実感できるまちづくりを推進します。

さらに、自然災害や交通事故をはじめとする様々な危険から市民の生命と暮らしを守るため、関係機関との連携により、安全の確保に関わる施策を積極的に展開し、日本一の住みやすい生活安全都市を目指します。

(3) 文化の薫る品格のあるまちづくり

都市の文化は、都市の個性そのものであり、市民生活に豊かさと潤いをもたらすだけでなく、都市 間競争の時代にあって、他市との差別化を図り、都市の魅力やブランドを高めていく上で欠かすこと のできない要素でもあります。

そのため、内外に誇ることができる「音楽のある街」をはじめとする本市の特性を再認識し、様々な主体による芸術・文化活動を育成・支援していくとともに、特色ある文化遺産の再発見に取り組むことにより、高崎ならではの魅力と品格のある都市文化を創造していきます。

(4) 市民力を生かしたまちづくり

都市と市民の時代である21世紀は、高崎のまちづくりの伝統である、市民の「自由と自立の精神」を発揮するにふさわしい時代です。だれもが自らの生活の中で培った経験や能力を発揮し、互いに支えあいながら、いきいきと活躍することができるコミュニティの創造を進めるとともに、市民と行政の多様な協働により、市民一人ひとりの知恵と力を結集した市民主体のまちづくりを推進します。

(5) たくましい産業を育むまちづくり

都市の発展には、活力ある産業が不可欠です。交通拠点性や災害の少なさといった本市の優位性を 打ち出した産業の誘致を推進するとともに、産・官・学の連携により、環境・医療・情報などの分野 において、21世紀をリードする新産業の創出を積極的に支援していきます。

また、食の安全や食育など食への関心が高まる中、本市は、都市に暮らす住民の健全な生活を支えている豊かな森林や水、農産物に恵まれていることから、農林業の積極的な振興を図り、観光と結びついた食と農のまちづくりを推進します。

(6) 世界にひらかれたまちづくり

本市は、姉妹・友好都市であるバトルクリーク市 (アメリカ)、サントアンドレ市 (ブラジル)、承徳市 (中国)、プルゼニ市 (チェコ)、モンテンルパ市 (フィリピン) とともに、他に類を見ない国際 交流環境プログラムを着実に推進してきました。

この成果を市民の日常生活につなげ、市民一人ひとりが地球規模での広い視野と見識を持ち、地域の多文化共生と環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指すとともに、世界の仲間とのさらなる交流により、多様なまちづくりの知恵や経験を積み重ね、「元気な地球市民の都市」の創造を推進します。



地球市民会議 ブラジル・サントアンドレ市にて

3.新市のまちづくりの大綱

まちづくりの基本戦略に基づき、6つの政策分野における政策目標を掲げ、総合的かつ体系的な施 策の推進を図ります。

(1) 健康・福祉『すこやかで元気に暮らせるまち』

すべての市民が生涯にわたって心身ともに健康で長寿を享受し、自立した生活を送りながら社会参加ができるよう、保健・医療・福祉の各分野において連携のとれた施策を展開するとともに、支援を必要とする高齢者や障害者、子育て世帯を地域全体が支えあい、いきいきと暮らすことができるまちづくりを推進します。

政策分野と政策目標

健康・福祉『すこやかで元気に暮らせるまち』

▼施策
保健医療の充実
地域福祉の推進
高齢者福祉の充実
障害者福祉の充実
児童福祉の充実
社会保障制度の充実

(2) 教育・文化『豊かな心と感性が育つまち』

まちづくりは人づくりです。学校・家庭・地域が一体となって、心豊かでたくましい子どもたちを育てるとともに、生涯にわたってあらゆる機会や場所を活用し、楽しく学べるまちづくりを推進します。また、歴史や文化の薫り高い文化環境の整備に努め、各地域で継承されてきた伝統文化や市民の自主的な文化活動を支援し、豊かな感性を育むまちづくりを推進します。

政策分野と政策目標

教育・文化『豊かな心と感性が育つまち』

では エル F	ョンの つ』
	▼施策
	生涯学習の充実
	社会教育の充実
	学校の教育力の充実
	幼児教育の充実
	小・中学校教育の充実
	特別支援教育の充実
	健康教育の充実
	高等学校教育の充実
	大学教育・研究の充実
	青少年の健全育成
	芸術・文化の振興
	文化遺産の保護・継承
	生涯スポーツの推進

(3) 環境・安全『安心でやすらぎのあるまち』

自然と共生するという視点に立ち、生活にやすらぎをもたらす緑豊かな自然環境の保全に努めるとともに、限りある資源とエネルギーの有効利用を図り、環境にやさしい循環型社会の構築を目指します。 また、災害に強く、犯罪や交通事故のない、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

政策分野と政策目標

環境・安全『安心でやすらぎのあるまち』 ▼施策 安心で快適な生活環境の確立 廃棄物の発生抑制と適正な処理 緑豊かで快適な空間の創出 地域防災の強化 消費者保護の推進 地域安全の充実

(4) 産業・観光『人々がつどう魅力あるまち』

商都高崎にふさわしい、にぎわいのある中心市街地の形成を図るとともに、地域産業の活性化や新産業の創出及び起業の支援を図るなど、商業・工業・農林業にわたりバランスのとれた産業構造を有するまちづくりを推進します。

さらに、個性ある地域資源を活用した観光地づくりを推進し、広域から人々がつどう、魅力あふれるまちを目指します。

■政策分野と政策目標



(5) 都市・建設『便利で快適な住みよいまち』

豊かな市民生活を送るための基盤整備は、まちづくりの基礎として重要です。地域の特性に配慮した、適切な土地利用と潤いのある景観形成を図り、都市と自然が調和した美しいまちを目指します。 また、上下水道や道路網、公共交通体系などの整備により、快適な住環境を備えた利便性の高いまちづくりを推進します。

政策分野と政策目標

都市・建設『便利で快適な住みよいまち』

▼施策
適正な土地利用の推進
機能的で潤いのある都市空間の創出
円滑な道路交通網の確立
人にやさしい都市づくり
公共交通体系の確立
市街地整備の推進
良好な住宅・住環境の創出
都市景観の形成
良質な水道水の安定供給
下水道・河川の整備

(6) 地域・自治『市民とつくるみんなのまち』

地域の主体性が求められる分権型社会を迎え、中核市への移行を推進し、自立した自治運営を可能とする強固な行財政基盤の確立を目指します。

そして、市民と行政の高い自治意識に基づく両者の協働により、市民一人ひとりの輝きが原動力となる市民主体のまちづくりを推進します。

政策分野と政策目標

地域・自治『市民とつくるみんなのまち』

るのかなりよう 』	
	▼施策
	市民参加と地域づくりの推進
	人権尊重社会の実現
	男女共同参画社会の実現
	国際化の推進
	地域情報化の推進
	行政改革の推進
	信頼される市政推進
	健全な財政の維持
	活力ある地域社会の創造

4.地域のまちづくり

地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくため、各地域における重点事業を示し、積極的な事業の展開を推進します。

(1) 高崎市

● 高崎地域(都市拠点ゾーン)

高崎地域は、政治・経済・教育・文化などの総合的な都市機能が集積し、人・もの・情報などの活発な交流の場として、群馬県の中心的役割を担っています。

また、上越・北陸の2つの新幹線と関越・上信越・北関東の3つの高速自動車道が集中する、全国でも有数の交通拠点性を備えており、広域から集客のある北関東随一の商業都市として発展しています。

重点事業

●医療保健センター(仮称)建設事業(前期)

保健センター・準夜診療所・地域医療センター・歯科医療センター・保健所等の機能を併せ持った地域の保健医療の拠点施設を建設し、市民の健康と生命を守ります。

●地域医療支援センター整備事業(前期)

国と協力して独立行政法人国立病院機構高崎病院の建替整備を進め、365日24時間いつでも受診・入院できる小児救急医療体制を整備します。

●図書館建設事業(前期~後期)

老朽化した現在の図書館に代わる施設として、規模・機能・交通アクセス等、利用者の利便性を考慮した新図書館を整備します。

●芸術・コンサートホール建設事業(後期)

老朽化した現在の音楽センターに代わる施設として、多様な芸術文化活動に対応できる機能 を備えた芸術・コンサートホールを整備します。

●東南部運動公園整備構想の推進(前期~後期)

多様なスポーツ施設を備えた総合運動公園の整備構想を推進します。

●斎場建設事業(後期)

合併に伴う人口の増加等に対応するため、新斎場を建設します。

●都市拠点の整備及び業務機能の強化(前期~後期)

高崎駅周辺の区画整理事業や道路整備事業を推進し、中核市の玄関口にふさわしい街並みと 機能を整備するとともに業務機能の強化を図ります。

また、高崎操車場跡地周辺及び問屋町駅周辺は、複合機能が集積した都市拠点として位置付け、新産業の創出や企業誘致を可能とするビジネスパークの整備を進めます。

●道路整備事業(前期~後期)

交通渋滞を緩和し円滑な交通を確保するため、高前幹線街路事業や問屋町駅前周辺道路整備 事業等を推進します。

●下水道整備事業(前期~後期)

快適な居住環境の確保と河川の水質保全を図るため、下水道施設の整備を推進します。

●《県事業》県立西毛中核病院構想の推進(前期~後期)

西毛地域の地域医療や救急医療を確保するため、高度医療技術や特殊機能を有する総合的な 中核病院構想の推進を要望します。



高崎駅東口ペデストリアンデッキ完成予想図



群馬音楽センター

2 倉渕地域(自然共生ゾーン)

倉渕地域は、烏川源流の清らかな水、緑深い山々など、豊かな自然環境と美しい景観を持ち、訪れる人々や市民に潤いや安らぎを与えています。また、数多くの道祖神がたたずむ里であり、江戸幕府末期の勘定奉行小栗上野介が眠る地です。

現在は、少子高齢化や過疎化が進み、主産業である農業では、後継者不足による遊休農地が増えている一方で、有機農業による新規就農者の参入も多く見られます。

重点事業

●高齢者生活支援住宅整備事業(前期)

一人暮らし等の高齢者が、互いに支えあい自立した生活を送れるように、高齢者向け共同住 宅等を整備します。

●小学校の統廃合整備事業(前期)

現在3校ある小学校について、地域の状況を踏まえ、統廃合を含めた対策を実施します。

●合併浄化槽整備事業(前期~後期)

清流のある快適な居住環境を維持するため、合併処理浄化槽の普及を促進します。

●小栗の里整備事業(前期~後期)

倉渕地域の貴重な歴史遺産である小栗上野介ゆかりの史跡等の整備を進める中で、地域文化の拠点となる施設を整備します。情報発信基地となる資料館や、集客力を高めるための美術品展示施設や道の駅の機能を持った施設も併せて整備を進めます。

●農林業生産振興事業(前期~後期)

農業の生産性を高めるためビニールハウス等の生産基盤の充実を図るとともに、農地の多面 的機能を確保する観点から、国や県と連携し耕作条件の悪い中山間地域の生産活動を支援し ます。また、清らかな水を育む地域として、特に水源涵養機能を持つ山林の育成整備を実施 します。

●住宅供給事業(前期)

倉渕地域の世帯分離者やU・I・Jターン者のために、居住希望者のニーズにあった住宅供給対策を実施します。

●道路整備事業(前期~後期)

産業の振興、通勤・通学条件の改善のために、幹線道路網の整備を県に要望するとともに、 安全で快適な生活道と効率的な農道・林道の整備を推進します。

●大規模開発跡地整備構想の推進(前期~後期)

開発造成段階で中断されたゴルフ場造成跡地については、環境の保全と有効活用を図るため、 市民と行政の連携により、豊かな自然環境を生かした整備を推進します。

●烏川橋改修(石津·本丸線)事業(前期)

烏川に架かる国道406号への接続橋で、県道を結ぶ地域の重要な路線にあり、また通学路で あるため、安全で快適な生活道路として整備を推進します。

●《県事業》国道406号道路改良事業

地域の基幹道路である国道406号の役割を充実するため、安全な交通に支障がある未改良地 区の整備を要望します。

●《県事業》主要地方道渋川松井田線道路改良事業

通勤、通学道路として重要である幹線道路として、主要地方道渋川松井田線の整備を要望し ます。

●《県事業》ふるさと農道緊急整備事業

榛名南麓地域の活性化や広域観光の促進のため、広域農道の早期整備を要望します。



小栗上野介公胸像



クラインガルテン

③箕郷地域 (歴史田園ゾーン)

箕郷地域は、榛名山南麓の緩傾斜地帯に位置し、戦国の世の名城である箕輪城の城下町として栄えてきました。近年は、梅の生産など農業を中心として発展する一方、市内中心部への交通の便が良いことから郊外住宅地として開発が進み、人口増加が続いている地域です。

また、100年の歴史と東日本随一の規模を誇る箕郷梅林や芝桜公園、鳴沢湖などの資源に恵まれ、都市近郊の身近な観光地としてにぎわいをみせています。

重点事業

●箕輪城跡整備事業(前期~後期)

国指定史跡である箕輪城跡の恒久的な保存管理と積極的な活用を図るため、公有地化を継続するとともに、史跡公園としての整備を推進します。

●旧下田邸書院及び庭園修復事業(後期)

県重要文化財である旧下田邸書院及び庭園の修復・保存整備を行ないます。

●観光施設整備事業(前期)

地域の貴重な観光資源である「みさと芝桜公園」や「鳴沢湖」の環境整備を推進し、地域活性化の拠点とします。

●農業生産振興事業(前期~後期)

箕郷ブランドの農畜産物加工の促進や観光果樹園・体験農場などの観光農業への展開を推進 します。

●保育園整備事業(前期~後期)

安心した環境の中で充実した保育を行えるよう、老朽化が著しい保育園の整備を推進します。

●住宅団地造成事業(前期)

計画的な住宅地の開発整備を推進します。

●道路整備事業(前期~後期)

県道箕郷板鼻バイパス交差点以北の榛名白川線を整備し、箕郷地域西部の活性化を誘導します。

また、防衛車両等の通行による住民生活への障害を緩和するため、東明屋地内から松原地内にかけて新たに道路を整備します。

●橋りょう架替整備事業(後期)

白川橋、天神橋は車郷地区と箕輪地区を結ぶ重要な橋りょうであり、自動車のスムーズな通行と歩行者等の安全を確保するため、自転車歩行者道を附帯した新しい橋りょうに架け替えます。

●下水道整備事業(前期~後期)

快適な居住環境を確保するため、下水道認可区域や合併浄化槽整備区域等を適正に区分し、 効果的・効率的な下水道施設整備を推進します。

●道路整備構想の推進(前期~後期)

県道高崎東吾妻線及び榛名山箕郷線は、榛名山を経由する道路で、地域振興の鍵を握る路線 であるとともに生活路線でもあるため、一部歩道付き2車線化の構想を推進します。

●《県事業》広域農道榛名フルーツライン整備事業

地域の基幹産業である農業の振興を図るため、農産物流通の大幅な改善が期待される広域営 農団地農道整備事業について、1期分2.5kmの整備に引き続き、残り1.9kmの整備を要望しま す。



旧下田邸書院



箕輪城まつり

4群馬地域(歴史文化ゾーン)

群馬地域は、上野国分寺跡や保渡田古墳群、北谷遺跡などの歴史遺産が数多く存在しているほか、歌人土屋文明や詩人山村暮鳥を輩出した文化の薫り高い地域です。また、国府白菜をはじめ、地域の特色を生かした農産物の生産も行われています。

近年では、幹線道路網の整備や商業施設の立地が進み、市内中心部や前橋市に近く生活しやすい環境から、著しい人口増加が見られます。

重点事業

●生涯学習センター(仮称)建設事業(前期)

市民の学習活動や文化活動を支援するため、学習施設やホール等の機能を持ち、多目的な活用ができる生涯学習施設を整備します。

●野球場建設事業(前期)

現在の仮設野球場に代わる新しい野球場を整備します。

●北谷遺跡整備事業(前期~後期)

5世紀末の豪族の大規模居館跡である北谷遺跡の整備を推進し、歴史遺産の活用を図ります。

●北部公園整備事業(前期~後期)

群馬地域北部のなだらかな丘陵地帯に、立地条件を生かした眺望の素晴らしさを実感できる 公園を整備します。

●三ツ寺公園整備事業(前期)

親水エリアをメインとした1期整備に引き続き、隣接する北側地区を2期分として整備し、一日ゆったりと憩える総合公園の完成を目指します。

●土地区画整理事業(前期~後期)

菅谷高畑土地区画整理事業や中央第二土地整理事業を推進し、良質な住宅地の供給と安全で 快適な居住環境の整備を図ります。

●道路整備事業(前期~後期)

交通渋滞を緩和し円滑な交通を確保するため、菅谷南線道路整備事業や菅谷引間線道路整備 事業を推進します。

●下水道整備事業(前期~後期)

快適な居住環境を確保するため、下水道認可区域や合併浄化槽整備区域等を適正に区分し、 効果的・効率的な下水道施設整備を推進します。

●《県事業》史跡上野国分寺跡整備事業

県下唯一の国分寺遺跡であり、西毛広域幹線道からの進入路である「天平の道」の早期完成 及び南大門等の復元についての検討継続を要望します。

●《県事業》主要地方道前橋箕郷線(北原地区)改良事業

都市計画道3・3・5号線となる路線における自動車等の円滑な通行と歩行者の安全を両立するため、歩道の整備を要望します。



八幡塚古墳



かみつけの里はにわ祭り

5新町地域(生活都市ゾーン)

新町地域は、中山道の開通により江戸から11番目の宿場町として街並みが築かれ、その後、官営 新町屑糸紡績所(旧内務省勧業寮新町屑糸紡績所)の開設や国鉄高崎線の開通、さらには自衛隊の誘 致により全国から流入する人々との交流によって発展してきました。

現在は、公共施設の整備状況や公共下水道の普及率に代表されるように、生活環境が整った都市的住宅地としての色彩が濃い地域となっている一方、鉄道と国道により南北に分断されている地域です。

重点事業

●児童館·学童保育施設整備事業(前期)

地域における子育て支援の拠点として、児童館や学童保育施設を整備します。

●住民体育館改築事業(後期)

老朽化した現在の体育館に代わる新しい住民体育館を整備し、生涯にわたってスポーツを楽しむことのできる環境づくりを推進します。

●新町第10区市営住宅建替事業(前期)

快適な住環境を整備するため、老朽化した公営住宅を建替えます。

●庁舎建替事業(前期)

飛び地という立地条件に配慮し、地域住民に対して適切な行政サービスを提供できるよう、 現在の支所庁舎を建替え、効果的な機能を有する支所として整備します。

●駅周辺基盤整備事業(前期~後期)

駅前第二土地区画整理事業や駅前通り線等の整備を進め、新町駅を中心としたまちづくりを 推進します。

●県有地有効活用の推進(前期~後期)

新市における均衡ある発展と自立した都市づくりを推進するため、県有地(カネボウ跡地) の利活用について、県への提言を進めます。

■《県事業》JR東日本高崎線新町駅付近連続立体交差化構想の推進(前期~後期)

鉄道による地域分断を解消するため、JR東日本高崎線新町駅付近連続立体交差化構想の推進を要望します。



JR東日本高崎線新町駅付近連続立体交差化事業イメージ図



建替された新町図書館

6 榛名地域 (観光交流ゾーン)

榛名地域は、豊富な歴史的・文化的資源や榛名山麓の自然を生かした観光レクリエーション基地として、また、東日本一の生産量を誇る梅をはじめ、梨・桃・豚・鶏などの農畜産物の供給基地として発展してきた地域です。

また、北陸新幹線安中榛名駅の開設や榛名地域を拠点とした各地への幹線道路網の整備が進みつつあり、さらに観光拠点としての機能が高まっています。

重点事業

●榛名地域観光振興事業(前期~後期)

榛名湖の集客力を高めるため、榛名湖にゆかりのある竹久夢二の作品等を展示する観光施設 や観光客が湖畔を心地よく散策できる周遊歩道を整備します。

また、榛名地域の貴重な観光資源である榛名神社の駐車場スペースを充実し、大勢の観光客を収容できる環境を整備します。

●宮本町活性化推進事業(前期)

宮本町の賑わいを取り戻すため、住民が主体的に調査・研究する「まちづくり宮本町」の活動を支援し、宮本町商店街周辺の活性化を推進します。

●福祉センター整備事業(前期)

新市の福祉政策の均衡を図るため、榛名地域の子育て対策、障害者対策、ボランティア活動の拠点機能を整備します。

●地域コミュニティセンター設置事業(前期)

集会や生涯学習活動をはじめ、ボランティアやNPO活動など、様々な団体や組織が自由に活動できるコミュニティ施設を整備します。

●図書館建設事業(後期)

現在の手狭な図書館に代え、ゆったりとした閲覧空間を持つ新しい図書館を整備します。

●都市型農業振興事業(前期~後期)

新市の都市交流農業を確立するため、東日本一の生産量の梅をはじめ、梨、プラム、桃等のブランド化や農産物直売所の拡充、果樹団地の整備など、効率的・効果的な生産・販売体制づくりを推進するとともに、新市の農業生産拠点を横断するフルーツライン沿線の総合的な地域振興策を調査・研究します。

また、畜産業においては、地域住民との共生や安定経営を確立するため、畜産環境の整備や 優良家畜の導入を推進します。

●保育振興事業(前期~後期)

安心した環境の中で充実した保育が行えるよう、保育施設の充実や施設運営の適正化・安定化を図ります。

●公共下水道整備事業(前期~後期)

快適な居住環境を確保するため、公共下水道認可区域や合併浄化槽整備区域等を適正に区分し、効果的・効率的な公共下水道整備を推進します。

●水道整備事業(前期~後期)

水道水の安定供給を図るため、水源の整備、配水施設の整備を行います。

●《県事業》広域農道榛名フルーツライン整備事業

榛名南麓地域の交流を促進するため、広域農道榛名フルーツラインの早期完成を要望します。

●《県事業》主要地方道渋川松井田線及び一般県道安中榛名湖線道路改良事業

榛名山・榛名湖への観光道路として重要な幹線道路のため、安全な交通に支障がある未改良 区間の整備を要望します。

●《県事業》流域下水道(本郷地域)建設事業

生活環境の改善と河川の水質保全を図るため、広域的かつ効率的に下水の収集処理が可能な 流域下水道の整備を要望します。



榛名湖と榛名富士

(2) 吉井町 (文化自然ゾーン)

吉井町は、日本三古碑の一つである多胡碑をはじめとした数多くの貴重な文化的遺産や史跡を持つ 地域です。

現在は、企業進出や住宅団地造成により宅地化、都市化が進んでいるため、それらに応じた基盤整備を図るとともに、豊かな自然環境や文化遺産などの地域資源を活用した整備を推進します。

重点事業

●地域福祉施設建設事業(前期)

高齢者の健康増進や機能回復訓練などの機能を有した地域福祉の拠点となる総合福祉センターを整備するとともに、障害者の活動の場としての地域活動支援センター及び重度心身障害者(児)デイサービスセンターを整備します。

●多胡碑関連事業(前期~後期)

多胡郡建郡1300年を迎える貴重な歴史的遺産である多胡碑の重要遺跡範囲の確認調査を行うとともに、多胡碑周辺整備及び国宝化に向けた調査・研究を推進します。

●吉井町中央公園(仮称)整備事業(前期~後期)

下長根地区に防災機能を備えたレクリエーションゾーンを創出する公園を整備します。

●吉井町新町公園(仮称)整備構想の推進(後期)

市街地の活性化を図るため、吉井仲通り線との一体的整備により周辺施設の再編や多目的に 利用できる公園の整備構想を推進します。

●森林広葉樹林化推進事業(前期~後期)

森林の持つ多様な公益的機能を保全・活用するため、森林の広葉樹林化を促進します。

●都市型農業振興事業(前期~後期)

収益性の高い農業生産基盤を確立するため、農業を通じた都市と農村との交流事業を拡充し、 都市部への農産物の販路開拓を推進します。

■公共施設の耐震補強·改修事業(前期~後期)

昭和56年以前に建設された小学校、幼稚園、体育館など公共施設の耐震補強工事を行い、老朽化した校舎・プール等の改修工事を推進します。

●道路整備事業(前期~後期)

地区交通の円滑化と利便性の向上を図るため、町内各路線の整備を推進します。

●下水道整備事業(前期~後期)

快適な居住環境を確保するため、下水道認可区域や合併浄化槽整備区域等を適正に区分し、 効果的・効率的な下水道施設整備を推進します。

●水道水安定供給構想の推進(前期~後期)

鏑川の流水量の減少を踏まえ、水道水の安定供給を図るための構想を推進します。

●《県事業》道路整備事業

交通渋滞を緩和し円滑な交通を確保する国道254号バイパス整備や、新市の南玄関としての 機能を高める吉井インターチェンジアクセス道路等の整備促進を要望します。



多胡碑



吉井物産センター ふれあいの里



第4章

新市の施策

- 1. 健康・福祉 (すこやかで元気に暮らせるまち)
- 教育・文化
 (豊かな心と感性が育つまち)
- 3. 環境・安全 (安心でやすらぎのあるまち)
- 4. 産業・観光 (人々がつどう魅力あるまち)
- 5. 都市・建設 (便利で快適な住みよいまち)
- **6. 地域・自治** (市民とつくるみんなのまち)



榛名梅林

第4章

新市の施策

1.健康・福祉(すこやかで元気に暮らせるまち)

1保健医療の充実

健康増進と疾病予防を目的とする一次予防を重視した健康づくりを推進し、市民自らが健康づくりに取り組める体制を構築するとともに、各種がん検診などの受診率の向上に努めます。母子保健においては、母親や乳幼児の健康の確保及び増進を図るとともに、妊娠・出産期から健全な母子関係構築のための支援を行います。

また、国立病院機構高崎病院の整備を推進するとともに、医療保健センター(仮称)を建設し、小児救急医療体制や救命救急医療の面で一層の連携と協力を図ります。さらに、国立病院機構高崎病院の登録医を中心とした医療連携や広域的医療機関の相互ネットワークの構築を行い、地域完結型医療の充実・強化を図るとともに、中核市移行に伴う保健所設置の準備についても推進していきます。

主要事業

詳細施策	事業
健康づくりの充実	健康増進事業
	母子保健指導事業
疾病予防の推進	成人健康診査事業
	乳幼児等健康診査事業
地域医療体制の整備	国立病院機構高崎病院整備推進事業
救急医療体制の充実	救急医療体制事業
保健医療サービス拠点の整備	医療保健センター(仮称)建設事業

②地域福祉の推進

市民の自主的な活動と公的サービスの連携などを計画的に行うための地域福祉計画を策定し、市民が支えあい、助けあいながらすこやかで元気に暮らせるまちづくりを推進します。

また、地域の福祉活動の拠点である社会福祉協議会の機能の充実を図るとともに、福祉活動の中心である民生委員についても研修を実施するなどその活動を支援し、地域福祉の充実を図ります。

福祉拠点機能については、総合福祉センターや各地域の福祉会館などの積極的な活用により、多くの市民の利用を促進し、地域福祉の確立を目指します。

詳細施策	事業
地域福祉の仕組みづくり	地域福祉計画策定・推進事業
福祉拠点機能の充実	福祉会館等建設事業

❸高齢者福祉の充実

介護予防サポーターや認知症サポーターの育成など、高齢者自身も含め地域で高齢者を支える体制を整備するとともに、介護予防と高齢者の社会参加を促すため、長寿センターや長寿会などにおける生きがいづくり活動を支援します。

また、高齢者の安心した生活を支援する各種在宅サービス事業を推進するとともに、虚弱な高齢者や要支援者・要介護者などに対しては、個々の心身の機能に応じて地域支援事業や新予防給付・介護給付などの必要なサービスを切れ目なく適切に提供し、介護保険制度の円滑な事業運営を図ります。

さらに、できる限り健康で生きがいを持って社会に参加していく健康寿命を主眼においた地域づくりを基本方針とし、健康寿命を延ばすことを最大の目標として、各種高齢者福祉施策を推進していきます。

主要事業

詳細施策	事業
社会参加の促進	生きがいと健康づくり推進事業
高齢者福祉サービスの提供	高齢者在宅サービス事業
	介護保険制度普及啓発事業
介護保険制度の適正な運営	介護予防事業
	包括的支援事業

4 障害者福祉の充実

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし、自立した生活が送れるよう福祉サービスを充 実させるとともに、必要とされるサービスに関する情報提供や相談体制の整備に努めます。

また、障害のある人が地域で自立するための就労支援を促進するとともに、障害のある人や支援団体などの社会参加活動が十分行えるよう、障害者福祉施設の効果的かつ効率的な管理運営に努めます。 障害のある人もない人も隔たりなく、地域全体で支えあう社会の実現を目指し、障害者福祉の充実を図ります。

詳細施策	事業
相談支援の充実	相談支援事業
福祉サービスの充実	障害者福祉サービス事業

6児童福祉の充実

多面的かつ効率的な保育サービスを提供するとともに、きめ細やかな放課後児童対策を推進します。 また、施設の適切な管理・運営に努めるとともに、計画的かつ重点的に整備し、子どもを産み育てや すい環境づくりを推進します。

子どもや家庭を取り巻く問題に対しては、地域子育て支援センターや子育て相談・家庭児童相談などの支援体制を充実させ、当事者の置かれた状況を的確に捉え、適切な助言を行うことにより、子どもの健全育成を推進していきます。

主要事業

詳細施策	事業
	公立保育所運営事業
多様な保育サービスの提供	私立保育所支援事業
	地域子育て支援事業
	公立保育所整備事業
旧辛の健会会は土地	放課後児童健全育成事業
児童の健全育成支援	家庭児童相談事業

6社会保障制度の充実

生活困窮者への的確な経済的援助や自立支援を行い、適正な生活保護事業を実施します。

国民健康保険や後期高齢者医療においては、治療重点の医療から疾病予防を重視した保健医療体系への転換を図る医療制度改革に合わせ、医療費の適正化に向けた総合的な取り組みを推進します。国 民年金では、制度に関する相談や啓発などを実施し、市民の理解を深めるとともに、普及の促進に努めます。

詳細施策	事業
生活保障と自立支援	生活保護事業
国民健康保険制度の円滑な運営	保健事業
医療費負担の軽減	福祉医療事業

2.教育・文化(豊かな心と感性が育つまち)

①生涯学習の充実

市民一人ひとりの学習意欲の高まりに応え、生涯学習によるまちづくりを推進するため、まちづくり出前講座や講演会をはじめとした多様な学習機会を提供します。

また、生涯学習推進員制度の充実や地域人材の発掘・育成・活用などにより、地域における生涯学習推進体制を整備し、充実した学習活動が行えるよう支援します。

さらに、生涯学習の場となる施設の整備についても検討を進め、「いつでも・どこでも・だれでも・ たのしく学べるまち」の創造を目指します。

主要事業

詳細施策	事業
学習活動の支援	生涯学習推進事業
生涯学習施設の整備	生涯学習センター(仮称)建設事業

2社会教育の充実

公民館や図書館などの社会教育施設において、市民の学習活動や地域活動に対して専門的な指導が行える人材を配置するとともに、地域の実態に即した弾力的な学習プログラムの実践に努めます。また、利用しやすい施設とするために、各種蔵書や学習資料の充実を図るとともに、老朽化した施設については計画的な整備を行います。

主要事業

詳細施策	事業
阿聿始の大中	図書館管理運営事業
図書館の充実	図書館(中央館)建設事業
公民館活動の充実	公民館運営事業

3学校の教育力の充実

地域と連携しながら地域に根ざした特色ある教育活動を展開するため、学校評議員制度の活用を図ります。

また、現在抱えている教育課題について、長期的な展望に立った調査・研究を行うとともに、教職員をサポートする教科指導助手などの拡充を図ることにより、教職員が働きやすく、能力を発揮しやすい環境を整備します。

さらに、教職員一人ひとりが、学習指導や学級担任としての校務を経営の視点で捉えられるよう意識改革を促し、専門的な職能と実践力の向上を図るとともに、企業研修やボランティア体験研修などの各種研修により、幅広い識見と豊かな人間性を養います。

詳細施策	事業
家庭・地域との連携強化	学校・家庭・地域連携事業

4 幼児教育の充実

子どもの興味や関心を重視し、人間形成の基礎となる豊かな心や健全な生活を営むために必要な態度を養うため、遊びや体験を通じた総合的な幼児教育を推進するとともに、子どもたちが快適な幼稚園生活を送れるよう、施設の安全かつ適正な管理・運営に努めます。

また、保護者の経済的負担の軽減に向けた支援を行うことで就園を奨励します。

さらに、保育活動や教育活動の中で幼稚園や保育所(園)、認定こども園、小学校が交流・連携し、小学校入学後の環境の変化に戸惑う子どもへの対応など、共通の問題や課題について意見を交換し、 課題の解消を図ります。

主要事業

詳細施策	事業
教育機関の連携強化	幼・保・小連携推進事業

6小・中学校教育の充実

子どもたち一人ひとりが確かな学力を身につけられるよう、教育課程の再編成などにより、日々の 教育活動を充実します。

また、地域ぐるみの教育活動を通じて、だれもが大切にされていると実感できる学校づくりを推進 し、子どもたちの豊かな人間性を育みます。

さらに、安心・安全な学校づくりのため、校舎改築や耐震補強、改修工事などを計画的に実施する とともに、通学区域の見直しや分離校・統合校の整備などを行い、より快適な教育環境となるよう努 めます。

主要事業

詳細施策	事業
ゆとりある創造的な教育	やるベンチャーウィーク推進事業
安心・安全な学校づくり	校舎改築・耐震補強事業
	学校体育施設整備事業

6特別支援教育の充実

養護学校やゆうあい学級においては、充実した学校生活が送れるよう、教材及び教具などの充実や安全面に配慮した施設の整備と効率的な管理・運営に努めます。また、ゆうあい学級においては、他の学級との交流や共同学習を行い、養護学校においては、地域の人々とのふれあいを重視した交流教育を推進します。

さらに、通級指導教室においては、言語・聴覚・情緒などにおいて必要とされる指導や援助を適切 に行います。

詳細施策	事業
教育内容の充実	通級指導教室推進事業

7健康教育の充実

子どもたちの健康の保持増進を図るため、健康診断の充実と学校保健会との連携などによる学校健康管理対策や、子どもたちが楽しく体力づくりに取り組むことができるよう体力向上事業を推進します。

また、子どもたちの食育を推進するため、学校栄養士の研修や地場農産物の活用などによる学校給食の充実を図るとともに、環境教育に役立てるため、給食残渣の堆肥化を推進します。さらに、命の大切さを学ぶ交通安全教育などを実施することで、総合的な健康教育を推進します。

主要事業

詳細施策	事業
健康な体づくり	児童・生徒等健康管理対策事業
食育の推進	自校方式給食拡充事業

3高等学校教育の充実

希望進路の実現を目指すために、少人数指導や理解度に応じた習熟度別学習、補習事業、進路にあわせた選択科目の設置など、特色ある教育課程を確立するとともに、進路講演会や大学の講師による講義、大学見学などを行い、積極的に進路情報の提供に努めます。

また、交換留学や海外への修学旅行などにより、国際感覚を育むための教育を積極的に推進します。さらに、安全で快適な学習環境を創出するため、学校施設の計画的な整備や適切な管理に努めます。

主要事業

詳細施策	事業
教育内容の充実	学力向上推進事業
教育施設の整備	学校施設整備事業

9大学教育・研究の充実

高崎経済大学においては、高度な専門家や研究者の育成を目指すとともに、学部・学科・大学院の 再編や教員体制及び附属機関などの強化により、教育内容や学習環境の一層の充実に努めます。また、 学術研究の高度化や情報化の急速な進歩、国際社会への貢献を視野に研究活動を充実し、併せて多様 な地域貢献事業の展開を図ります。大学や附属機関の施設については、計画的な整備と効率的な管理・ 運営を行い、安全で快適な教育・研究環境の創出を目指します。

さらには、本市の教育振興や地域の活性化に貢献する高等教育機関を積極的に支援していきます。

詳細施策	事業
大学の適切な管理運営	高度情報化推進事業
教育施設の整備	グラウンド等土地取得整備事業
	建物等整備事業

10青少年の健全育成

子ども会育成会をはじめとする青少年健全育成団体に対して一層の活動支援を行い、子どもたちの活動の活性化と健全育成を図ります。

また、地域の青少年健全育成体制を充実し、「地域ぐるみで青少年を守り育てる」環境をつくると ともに、青少年補導センター機能や悩みごと相談体制を充実し、非行や問題行動の早期発見、早期対 応に努めます。

青年層に対しては、成人式の企画委員活動や青年のつどい事業などにより、同世代とのふれあいや 社会との接点の場をつくり、連帯感の創出や社会参加の促進を目指します。

主要事業

詳細施策	事業
地域ぐるみの健全育成体制の充実	青少年健全育成事業
健全育成環境の整備	青少年補導センター事業

加芸術·文化の振興

市民文化活動における指導者の育成や文化ボランティアなど、文化振興の担い手となる人材の育成を進め、市民の自主的かつ自立的な文化活動の活性化を図ります。

また、各地域で育まれ継承されてきた伝統文化を支援するとともに、埋もれた伝統民俗芸能の復活にも目を向け、保存・継承のための支援を行います。

美術館や染料植物園、文化会館といった既存の文化施設は、適切に管理するとともに、施設ごとに特徴づけて効率的かつ効果的に活用し、質の高い芸術・文化の発信に努めます。さらには、文化活動の拠点となる芸術・コンサートホールの建設の実現を図り、総合芸術文化の創造を目指します。

主要事業

詳細施策	事業
芸術文化の発信	企画文化事業
市民文化の醸成	芸術文化活動促進事業

②文化遺産の保護・継承

文化財を活用したまちづくりの指針となる基本計画を策定し、計画的に文化財調査や埋蔵文化財の発掘調査、文化財の保護を進めるとともに、市民への周知や観光資源としての活用を進めます。

また、市民が地域の文化財を誇りに思い、大切に守りながら次の世代に引き継いでいくよう、地域の文化財保存会の育成やボランティアグループの組織づくりを促進します。

さらに、市民が郷土の歴史に触れ親しむ機会を増やすため、資料館や展示施設などの充実を図るとともに、文化財や歴史民俗資料、市史資料などの整理を行い、企画展や体験学習会による普及活動に努めます。

詳細施策	事業
文化遺産の保護	史跡整備事業
文化財施設の整備	埋蔵文化財センター整備事業

13生涯スポーツの推進

スポーツ・レクリエーションを愛するすべての人が、自分の適性や健康状態、個性や能力に応じて 気軽に楽しめるスポーツイベントを開催します。

また、競技力の向上を図るため、指導者の育成や確保を行うとともに、学校体育施設の開放などに より、スポーツ関係団体の活動を支援していきます。

さらに、スポーツ施設については、一人でも多くの市民が利用できるよう効率的な管理・運営に努 めるとともに、計画的な新規施設の整備を行い、市民ニーズに対応した生涯スポーツを推進していき ます。

詳細施策	事業
スポーツ施設の整備・管理	野球場整備事業
	体育館建設事業



群馬交響楽団

3.環境・安全(安心でやすらぎのあるまち)

●安心で快適な生活環境の確立

市民・事業者に対する環境意識啓発活動を推進するとともに、環境の保全や環境に配慮した行動を実践することにより、だれもが安心して快適に暮らせる生活環境の確立を目指します。

また、すべての市民が安心して日常生活を送れるよう、大気・水質・土壌・騒音などの環境状態の 監視・指導を強化し、環境汚染の早期発見・排除に努めるとともに、ペットの適正な管理のための活動を推進します。

さらに、バイオマスを活用した新エネルギーや環境にやさしい地域冷暖房システムの研究などを進めていきます。

主要事業

詳細施策	事業
環境意識の高揚	環境基本計画推進事業
エネルギーの有効活用	新エネルギー利活用研究事業
発生源対策の充実	環境調査測定事業
衛生的な生活環境の確保	浄化槽の推進事業
	ペット適正管理意識啓発事業

2廃棄物の発生抑制と適正な処理

市民・事業者に対し、廃棄物の分別・適正処理の徹底や環境保全に対する啓発を積極的に実施することにより、リデュース(発生抑制)・リュース(再使用)・リサイクル(再生利用)の3Rを推進します。また、計画的かつ適正な廃棄物の処理を行うことにより、限られた資源を無駄にしない、ごみを資源に変える環境にやさしい循環型社会を構築していきます。

主要事業

詳細施策	事業
ごみ減量化の推進	ごみ減量意識啓発事業
計画的な廃棄物の処理と施設整備	廃棄物処理施設管理整備事業

3緑豊かで快適な空間の創出

潤いのある生活環境を形成するため、市民の緑に親しむ心を育て、市民と一体となった緑豊かな空間づくりを推進します。

また、計画的な公園の整備を行うとともに、市民が身近な公園に対して愛着を持てるよう、地域と連携した公園管理を推進します。

詳細施策	事業
公園の適正な整備	公園整備事業
緑豊かなまちづくり	緑の基本計画策定・推進事業
緑化意識の高揚	緑化啓発事業

4地域防災の強化

市民のかけがえのない生命や財産をあらゆる災害から守り、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、自助・共助・公助による防災意識の普及に努めるとともに、自主防災組織や消防団活動の充実・強化を推進することにより、総合的な地域防災力の強化に努めます。

また、防災行政無線などの防災基盤や消防団施設などのハード面の整備を推進するとともに、地域 防災計画をはじめ避難所運営などのマニュアルや、災害時要援護者に対する支援などのソフト面の充 実も図っていきます。

主要事業

詳細施策	事業
防災意識の高揚	防災情報提供推進事業
防災体制の充実	地域防災計画整備事業
防災基盤の整備	防災行政無線整備事業
消防団の強化	消防団施設等整備事業

6消費者保護の推進

市民が責任を持った消費生活を送れるよう、消費生活展・消費者講座の開催や消費生活センターニュース、ホームページでの情報提供などにより、消費者意識の啓発を推進します。

また、多様化・複雑化する消費生活問題の被害防止と被害者救済のため、消費生活相談事業の充実と関係機関との連携・強化に努めます。

さらに、はかりの定期検査などの計量検査事業を充実し、正しい計量を守ることにより不適正な商品の流通を阻止し、公正な取引を確保していきます。

主要事業

詳細施策	事業
消費者意識の啓発	消費者意識啓発事業
消費生活センターの充実	消費生活相談事業

6地域安全の充実

すべての市民が安心して暮らせるよう、犯罪のない地域社会を目指し、地域による自主防犯活動を 支援するとともに、警察や関係機関、関係団体などと犯罪に関する情報ネットワークを強化し、犯罪 の未然防止に努めます。

また、交通安全施設の設置などにより道路環境を整備するとともに、幼児から高齢者までの体系的な交通安全教育や街頭指導等により市民一人ひとりの交通安全意識やマナーの向上を図ることで、誰もが安全に通行できる交通社会の確立を目指します。

詳細施策	事業
防犯意識の高揚	防犯意識啓発事業
交通安全意識の向上	交通安全推進事業
交通関連施設の整備	交通安全施設整備事業

4.産業・観光(人々がつどう魅力あるまち)

1 商業の振興

新たな中心市街地活性化基本計画を策定し、にぎわいあふれる「商都高崎」として、多様な都市機能が集積したコンパクトで活力ある中心市街地の形成を目指します。

また、集客力のある商店街づくりを推進するため、商店街の空き店舗解消にとどまらず、空き店舗を出さない施策など、活性化に資する支援を総合的に展開するとともに、小売商業及び卸売業の販売活動の促進を図ります。

さらに、市内中小企業者の資金調達を支援するため、各種融資制度の充実を図ります。

主要事業

詳細施策	事業
中心商店街のにぎわいづくり	中心市街地商業活性化支援事業
魅力ある商店街環境の創出	商店街等空き店舗活用支援事業
融資制度の充実	金融事業

2観光の振興

豊かな自然や歴史的・文化的遺産などの地域資源を生かした、特色を持ち魅力ある観光の振興を図っていくため、産・学・官・民の連携による体験型・目的型観光地づくりを推進するとともに、地域間連携による観光ネットワークの強化に取り組みます。また、首都圏や周辺各地からの誘客を図るため、フィルムコミッション事業による本市のPRや様々な媒体を通じた観光情報の発信を推進します。

さらに、新たな特産品の開発などによる地域ブランドづくりや国際観光の推進に向けた取り組みなど、幅広い視野の中で高崎の新しい観光の創出を図ります。

詳細施策	事業
観光資源の保存・活用	観光資源の活性化事業
観光宣伝の充実	観光宣伝事業
	フィルムコミッション事業
観光産業の育成	観光産業支援事業
観光施設の整備・管理	観光施設整備事業

3工業の振興

企業の販路開拓や技術力の向上を支援することにより、体質強化と経営能力の向上を図るとともに、 新規企業の誘致・育成を積極的に推進します。また、企業のISO認証取得を促進し、競争力の強化と 地域社会での環境保護対策の充実を図ります。

さらに、国際化・情報化に伴う産業構造の多様化に対応するため、知識集約型の製造業への業態移転を促すとともに、人材・技術その他の様々な産業資源を活用した産・学・官連携のネットワークを構築することにより、新産業及びベンチャー企業の育成を図ります。

主要事業

詳細施策	事業
企業立地の振興	企業誘致事業
中小企業の育成	ISO(国際標準化機構)認証取得支援事業
	経営活性化事業
新産業の創出・育成	産業創造支援事業

4農業の振興

農業が魅力ある職業として選択されるよう、意欲ある農業者の確保と育成を図ります。また、地域に適した生産体制や農道などの基盤整備を図るとともに、魅力ある農産物の生産を振興し、産業として自立した地域農業の確立を目指します。

さらに、地域農産物の消費拡大と環境保全に配慮した農業の促進に努め、都市と農村との交流を促進するグリーンツーリズムの充実などによる地産地消の推進を図ります。

詳細施策	事業
農業経営基盤の強化	農地有効活用促進事業
	農業委員会事業
農業生産基盤の整備	榛名南麓フルーツライン整備事業
農業生産の振興	畜産振興事業
都市型農業の確立	環境保全型農業推進事業
	都市住民と農業者の交流事業
	都市型農業施設整備促進事業

6林業の振興

林業生産活動の強化を図るため、効果的な治山や林道事業などの基盤整備を進めるとともに、担い 手の育成などによる林業従事者の確保を図ります。また、きのこなどの特用林産物の生産力向上を図 るため、施設整備などを推進し、林業の健全な発展を目指します。

さらに、計画的な間伐や森林病害虫の防除などによる森林の適正な維持管理を進め、水源涵養や景観形成をはじめとする、多面的かつ公益的機能を持った森林の保全を図ります。

主要事業

詳細施策	事業
林業基盤の整備	林道整備事業
森林の保全	間伐促進事業
	森林広葉樹林化推進事業

6就労の促進

雇用の安定を図るため、職業能力の開発などの人材養成を支援するとともに、高崎公共職業安定所などの労働関係機関との連携を図ることにより、労働環境の改善に努めます。

また、中高年や青少年の勤労者を支援するため、サンライフ高崎や勤労青少年ホームなどの福利厚生施設の充実を図ります。

詳細施策	事業
雇用の促進	特定求職者雇用開発支援事業
勤労者福利厚生の充実	勤労青少年支援事業



吉井町広葉樹林化事業の様子

5.都市・建設 (便利で快適な住みよいまち)

●適正な土地利用の推進

計画的な市街地の形成を図るとともに、良好な住環境や自然環境を保全するため、都市計画マスタープランに基づく都市計画区域の再編や土地利用計画の見直しを行い、均衡と調和の取れた都市を目指します。

また、市民との協働に基づく地区計画などの策定に取り組むことにより、地区の実情や多様化する市民ニーズに応じた良好な環境を備えたまちづくりを進めます。

主要事業

詳細施策	事業
土地利用の適正化	都市計画基本計画推進事業
市民との協働によるルールづくり	まちづくり推進事業

2機能的で潤いのある都市空間の創出

中心市街地や周辺市街地に蓄積された様々な特性や魅力を生かし、本市の持続的な発展を可能にする高崎ならではのまちづくり方針の策定を進めます。そして、市民や事業者などの社会的・文化的・経済的な活動が盛んとなり、あらゆる人にとって機能的で潤いのある都市空間の創出を目指します。

主要事業

詳細施策	事業
京城されてのたってまたべく川見来の笠中	駅周辺まちづくり計画策定事業
高崎らしさのあるまちづくり計画の策定 	街並み計画策定事業

3円滑な道路交通網の確立

周辺市町村からの連絡道路となる国道や県道の整備を促進するとともに、主要な都市計画道路の未整備区間について重点的に整備を行い、道路交通の円滑化を図ります。また、市民生活に身近な道路 や橋りょうの整備と維持管理に努め、安全で快適な道路環境の確保を図ります。

さらに、恵まれた高速交通網を生かし、本市の交通拠点性を一層高めるため、高崎駅と関越自動車 道を結ぶスマートインターチェンジの整備を推進します。

詳細施策	事業
幹線道路等の整備	都市計画道路整備事業
	スマートインターチェンジ整備事業
市道等の整備・充実	道路・橋りょう整備事業
市道等の適正な維持管理	橋りょう再整備事業

4人にやさしい都市づくり

すべての人が安全で快適に移動できるよう、歩道の設置や改築、電線類の地中化、交通に支障のある踏切の拡幅を進めます。また、自転車が利用しやすい環境を整えるため、サイクリングロードネットワーク計画に基づいたサイクリングロードの整備を進めます。

さらに、多くの人が集う高崎駅周辺のバリアフリー整備を進めるとともに、利用者の多い新町駅や 井野駅周辺のバリアフリー化に向けた検討を行うなど、ユニバーサルデザインの導入を図りながら、 すべての人にやさしい都市づくりを目指します。

主要事業

詳細施策	事業
鉄道駅周辺のバリアフリー化	交通バリアフリー基本構想推進事業
歩道の整備	歩道整備事業
	踏切改良事業

6公共交通体系の確立

バス交通については、地域の需要や利用者のニーズに対応した、市内循環バス「ぐるりん」の充実 と代替バスの運行継続に努めるとともに、民間バスとの連携・強化を図ることにより、利便性の高い バス路線網の維持に努めます。

鉄道交通網では、上信電鉄の維持を図るとともに、高崎操車場跡地へのJR高崎線の新駅設置を検討します。

また、公共交通の利用を促して道路交通混雑を緩和していく、交通需要マネジメント (TDM) の取り組みを進めます。

主要事業

詳細施策	事業
バス交通網の整備	市内循環バス「ぐるりん」運行事業
鉄道交通網の整備	鉄道網整備促進事業

6市街地整備の推進

中心市街地においては、市街地再開発事業や土地区画整理事業などによる都市基盤の整備と土地の 高度利用を図り、機能的でコンパクトなまちづくりを推進します。周辺市街地においては、道路や公 園などの公共・公益施設を整備し、市民が安心して暮らせるよう、安全で快適な市街地の形成を推進 します。

また、高崎操車場跡地については、複合的な都市機能が集積した副都心としての整備を推進します。このほか、高崎競馬場跡地については、県との連携により利用構想の策定を進めます。

詳細施策	事業
中心市街地の整備	市街地再開発事業
	中心市街地土地区画整理事業
	高崎駅東口駅前整備事業
周辺市街地の整備	周辺地区土地区画整理事業
新都市拠点の整備	高崎操車場跡地整備事業

⑦良好な住宅・住環境の創出

多様化する居住者のニーズを的確に捉え、地域の実情や社会的な要請に応える公的住宅の供給を進めるとともに、質の高い良好な環境を備えた住宅団地の整備を進めます。

また、既存木造住宅の耐震診断を進めるとともに、建築行為に対する中間・完了検査などを実施することにより良質な民間住宅の供給を促し、安全で安心して暮らすことができる良好な住環境の形成を進めます。

主要事業

詳細施策	事業
公的住宅の供給	市営住宅整備事業
住環境の整備	建築物適法化推進事業

8都市景観の形成

景観計画と景観条例に基づき、景観地区や景観重要建造物、景観重要樹木の指定を行います。また、建築物及び工作物のデザイン・色彩や屋外広告物などに対する適切な景観規制を徹底するなど、「豊かな自然を背景として育まれるまち高崎」にふさわしい景観形成に努めます。

さらに、地域に愛着を持ち、美しく心地よい景観を守り育てようとする市民の活動を支援すること により、高崎市民として誇りうる、美しく豊かな景観を市域全体で実現します。

主要事業

詳細施策	事業
景観形成の推進	景観計画策定・推進事業
	景観規制・誘導事業
	地区景観形成整備事業

9良質な水道水の安定供給

水の有効利用を図り、安全で良質な水道水を供給するため、漏水調査の実施や老朽化した施設及び 設備の更新などを計画的に行います。さらに、災害に強い給水体制を確立するため、石綿管から耐震 性に優れたダグタイル鋳鉄管への更新を推進します。

また、水を安定的に確保するため水源涵養林の保全に努めるとともに、市民の節水意識の高揚や水道事業に対する理解を深めるための広報活動を実施します。

詳細施策	事業
上水道・簡易水道の整備	上水道管網整備事業
	上水道施設整備事業
	簡易水道整備事業

10下水道・河川の整備

下水道事業認可区域における下水道の整備を効率的かつ計画的に行うとともに、老朽化した施設や設備の更新を行います。また、水環境の保全を図るため、合流式下水道の改善対策として雨水滞水池の整備を進めます。

さらに、浸水被害を解消し、安全な生活環境を確保するため、計画的に雨水管渠や用排水路の整備を行うとともに、河川の改修を実施します。

詳細施策	事業
下水道の整備	下水道(汚水)整備事業
	下水道(雨水)整備事業
	下水道(合流改善)整備事業
河川・水路の整備	用排水路整備事業



<u>----</u> 光のページェント

6.地域・自治(市民とつくるみんなのまち)

●市民参加と地域づくりの推進

市民参加による行政運営を推進するため、多様な手段に基づく市政情報の提供と市民ニーズの把握に努め、市民参加機会の充実を図ります。

また、ボランティア活動をはじめとする市民公益活動を盛んにするため、活動に資する情報提供や市民及び活動団体間のネットワークづくりなどの支援を行うとともに、地域住民が主体となった地域づくり活動に対する支援の充実を図ります。さらに、身近な課題は地域で解決できるよう、研修機会の提供などによる地域リーダーの育成やコミュニティ活動の拠点整備を推進するなど、コミュニティの充実・強化を図ります。

主要事業

詳細施策	事業
行政情報の提供	ホームページ及び映像制作事業
市民公益活動の支援	市民公益活動情報提供事業
コミュニティの充実	住民センター等整備促進事業

2人権尊重社会の実現

人権問題に係る現状の把握と、これまでの実施事業の効果などを検証することにより、人権啓発や 人権教育、相談体制などの充実を図り、人権尊重都市宣言にうたわれている「人と人とのふれあいを 大切にし、いたわりの心が行きわたる市民生活の充実した高崎市」の実現を目指します。

主要事業

詳細施策	事業
人権意識の啓発	人権推進事業

3男女共同参画社会の実現

行政内部はもとより、家庭・学校・職場・地域における男女平等の意識啓発を行うとともに、起業を目指す女性に対する支援や、政策や方針決定の場への女性の参画を促すなど、男女共同参画による社会づくりを推進します。

また、ドメスティック・バイオレンスなどの被害者に対する相談体制の強化を図るなど、女性の自立に向けた環境づくりを推進します。

さらに、男女共同参画社会の実現に向け、条例に基づいた施策を推進するとともに、男女共同参画 活動の拠点施設の整備について検討を行います。

詳細施策	事業
男女平等の意識づくり	男女平等意識啓発事業
男女共同参画による社会づくり	ワーク・ライフ・バランス支援事業
男女が自立できる環境づくり	女性相談事業
推進体制の整備	男女共同参画推進条例(仮称)推進事業

4国際化の推進

バトルクリーク市(アメリカ)、サントアンドレ市(ブラジル)、承徳市(中国)、プルゼニ市(チェコ)、モンテンルパ市(フィリピン)との6市間協働事業を起点に様々な市民主体の国際交流を推進するとともに、国際感覚豊かな人材の育成に取り組みます。

また、地域の多文化共生を推進し、在住外国人が安心して暮らせるよう、日本語学習の環境整備や多言語相談などの生活支援に取り組むとともに、市民の多文化理解を促す機会の充実を図ります。

主要事業

詳細施策	事業
国際交流の推進	海外都市との協働事業
多文化共生の推進	多文化共生の地域づくり事業

6地域情報化の推進

安心・安全を最優先課題に掲げた高崎市第2次情報化推進計画に基づき、情報通信技術の潜在能力を最大限に生かすとともに、費用対効果の高い活用方法により、市民サービスの向上や行政事務の効率化に取り組みます。

また、急速に進化する技術革新と、それに伴って変化する社会環境や市民ニーズに迅速に対応する ため、情報化推進体制の強化を図ります。

主要事業

詳細施策	事業
市民サービスの向上	安心・安全情報システム整備事業
行政内部の効率化	電算処理システム再構築事業
情報化推進体制の強化	情報セキュリティ対策強化事業

6行政改革の推進

簡素で効率的な行政運営による質の高い行政サービスの実現を図るため、選択と集中の考え方に基づく事務事業の見直しや組織の合理化、定員管理の適正化などに取り組むとともに、施設管理業務等への民間活力の積極的な導入を推進します。

また、人材は最も重要な経営資源との考えに立ち、時代に即した人事給与制度を確立するとともに、 自己決定・自己責任に立脚した職員の経営管理能力や政策形成能力などの向上を目指し、人事と研修 の連携による人材育成を図ります。

詳細施策	事業
事務改善の推進	行政評価システム推進事業
組織・職員の活性化	組織・定員適正化事業
	人材育成推進事業

⑦信頼される市政の推進

市民に開かれた信頼ある市政を推進するため、行政情報の積極的な公開に努めるとともに、個人情報保護制度の適正な運用を図り、個人の権利・利益を守ります。公共工事などに係る入札や契約手続きについては、公正性・透明性・競争性の向上を図り、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、適正な事務の執行に努めます。

また、市民満足度の向上を目指した行政サービスの充実を図るとともに、市民の視点に立った高い倫理観と使命感を備えた職員の育成に努めます。さらに、市民ニーズを市政に反映させるため、議員の議会活動を支援します。

主要事業

詳細施策	事業
行政情報の適正管理	情報公開事業
行政事務事業の適正な執行	工事・物品・委託契約適正化事業
行政サービスの充実	新町支所建替事業
公務員倫理の徹底	公務員意識啓発事業

8健全な財政の維持

公平かつ適正な課税を進めるとともに、納税機会の拡大による市民の利便性と収納率の向上に努め、安定した財源の確保を図ります。使用料についても公平性を確保するため、受益者負担の適正化を図ります。

また、事務事業の優先性や緊急性などに配慮した選択と集中による財源の配分や、施設管理の効率 化に取り組むとともに、積極的な財政情報の公開を進め、市民の理解に基づく透明で健全な財政運営 を推進します。

詳細施策	事業
自主財源の確保	収納対策事業
日土財がひ作体	上下水道料金収納対策事業
安定した財政運営	財源適正活用事業

9活力ある地域社会の創造

地方分権に対応し、本市の自治能力と自治意識の向上を図るため、より多くの権限を有した中核市への移行を目指すとともに、自治体の憲法といわれる自治基本条例の制定に取り組みます。また、本市の多様な特性を生かした均衡ある発展のため、市民の意見を取り入れながら新市建設(基本)計画の着実な推進を図ります。

さらに、県内外の多様な都市間連携を推進し、広域化する市民の交流圏に対応した行政サービスの 充実に努めるとともに、地域の存在感及び求心力の向上と一体的な発展を図ります。

詳細施策	事業	
自立した自治運営	中核市移行事業	
	自治基本条例(仮称)制定事業	
地域の均衡ある発展	地域振興事業	
都市間連携の強化	北関東・新潟地域連携軸推進協議会事業	



榛名湖イルミネーション



公共的施設の統合整備



三ツ寺公園

第5章

公共的施設の統合整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、新市全体のバランスや地域性及び効率性、住民の意向、更には財政状況などを踏まえて、統合することが適当なものについては統合整備を図ります。

統合整備については、既存の公共的施設の有効利用や住民の利便性の向上などを総合的に検討し、 住民サービスの向上と効率的な財政運営の両立を目指した検討を行います。

合併に伴い支所となる吉井町役場については、住民にとって身近な行政サービスを提供できる施設として、地域住民に配慮した整備を進めます。

また、小中学校の整備などについては、地域特性を考慮し、今後の少子高齢化対策とも関連させて 検討するとともに、その他の公共的施設についても、住民生活への影響や行財政上の効果及び効率性 の観点に立ち検討します。

新たな公共施設の整備については、事業の効果や効率性について十分検討するとともに、既存の施設を有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。



新市における 国・県事業の 推進

- 1. 高崎市
- 2. 吉井町



小串カタクリの里

第6章

新市における国・県事業の推進

新市の一体性を確立するとともに、地域の特色を生かしたまちづくりを総合的に推進するため、国 や県に次の事業等の早期推進を要望します。

1.高崎市

高崎市における国・県要望事業は、高崎地域合併協議会及び高崎市・箕郷町合併協議会で策定された新市建設計画、高崎市・榛名町合併協議会で策定された新市基本計画によります。

 (1) 県事業
 《 》は地域名

地域医療体制の整備	県立西毛中核病院構想の推進《高崎》			
文化遺産の保護	史跡上野国分寺跡整備事業《群馬》			
公園の適正な整備	観音山ファミリーパーク整備事業《高崎》			
農業生産基盤の整備	ふるさと農道緊急整備事業《倉渕》《榛名》			
	広域農道榛名フルーツライン整備事業《箕郷》《榛名》			
林業基盤の整備	治山事業《倉渕》《箕郷》			
	急傾斜地崩壊対策事業《倉渕》《榛名》			
	森林環境保全整備事業《倉渕》			
幹線道路等の整備	JR 東日本高崎線新町駅付近連続立体交差化構想の推進《新町》			
	国道 354 号(都市計画道路高崎駅東口線)整備事業《高崎》			
	国道 406 号道路改良事業《倉渕》			
	主要地方道寺尾藤岡線(都市計画道路寺尾木部線)整備事業《高崎》			
	主要地方道高崎渋川線(都市計画道路中央通り線)整備事業《高崎》			
	主要地方道長野原倉渕線道路改良事業《倉渕》			
	主要地方道渋川松井田線道路改良事業《倉渕》			
	主要地方道前橋箕鄉線(北原地区)改良事業《群馬》			
	主要地方道前橋安中富岡線交差点改良事業《群馬》			
	主要地方道高崎渋川線交差点改良事業《群馬》			
	主要地方道藤岡大胡線整備事業《新町》			
	主要地方道渋川松井田線及び一般県道安中榛名湖線道路改良事業《榛名》			
	一般県道箕郷板鼻バイパス改良事業《箕郷》			
	一般県道柏木沢大八木線側溝整備事業《箕郷》			
周辺市街地の整備	駅周辺基盤整備事業《新町》			
下水道の整備	流域下水道(本郷地域)建設事業《榛名》			
河川・水路の整備	一級河川東谷川河川改修事業《箕郷》			
	一級河川温井川河川改修事業《新町》			
	倉渕ダム建設事業《高崎》《倉渕》			

(2) 国事業 《 》は地域名

地域医療体制の整備

独立行政法人国立病院機構高崎病院整備事業《高崎》

幹線道路等の整備

国道 17 号バイパス整備事業《新町》

河川・水路の整備

相間川魚道改修事業《倉渕》

2.吉井町

(1) 県事業

農業生産基盤の整備	ため池危機管理対策事業			
林業基盤の整備	治山事業			
	奥地保安林保全緊急対策事業			
幹線道路等の整備	国道 254 号甘楽吉井バイパス整備事業			
	吉井北通り線整備事業			
	国道 254 号川内交差点整備事業			
	主要地方道高崎神流秩父線整備事業			
	(主)高崎神流秩父線(吉井インターチェンジアクセス道区間)整備事業			



独立行政法人国立病院機構高崎病院新病棟完成イメージ図



第7章

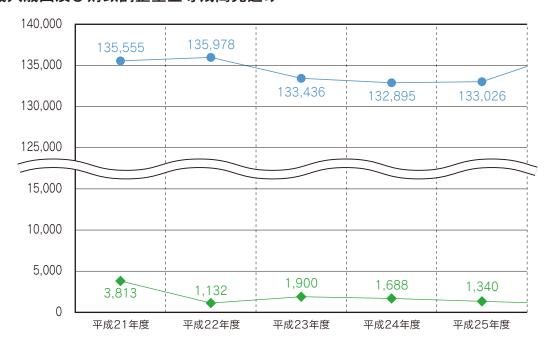
- 1. 基本方針
- 2. 基本的事項
- 3. 計画の概要
- 4. 個別推計基準等



しんまち桜まつり

財政計画

合併後の歳入歳出及び財政調整基金等残高見込み

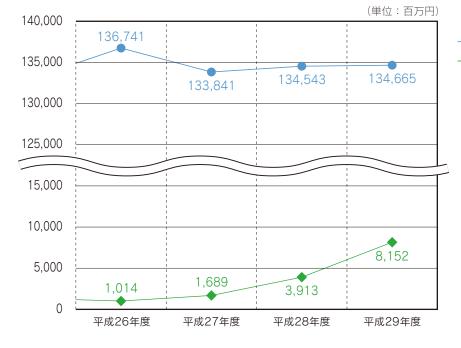


【歳入】

	21見込	22見込	23見込	24見込	25見込
市税	58,760	59,549	62,013	61,925	62,234
地方譲与税·交付金等	6,915	6,709	6,709	6,709	6,709
地方交付税	8,962	8,622	9,293	8,990	8,766
国県支出金	19,287	19,277	17,990	18,295	18,829
地方債	12,636	13,113	11,305	11,095	10,734
繰入金	4,427	4,190	1,585	1,313	1,149
その他	24,568	24,518	24,541	24,568	24,605
合 計	135,555	135,978	133,436	132,895	133,026

【歳出】

	21見込	22見込	23見込	24見込	25見込
人件費	23,103	23,502	22,830	22,701	23,230
扶助費	20,403	20,996	21,606	22,235	22,349
公債費	12,920	13,321	13,191	13,872	13,904
普通建設事業費	20,940	21,872	19,214	18,636	18,585
繰出金	6,947	7,051	7,157	7,265	7,321
一部事務組合等負担金	5,039	3,804	3,729	3,718	3,947
その他	46,203	45,432	45,709	44,468	43,690
合 計	135,555	135,978	133,436	132,895	133,026
財政調整基金等残高	3,813	1,132	1,900	1,688	1,340



一歳入歳出◆一財政調整基金等残高

(単位:百万円)

26見込	27見込	28見込	29見込	21~29計
62,549	62,874	63,197	63,525	556,626
6,709	6,709	6,709	6,709	60,587
8,547	7,970	7,760	7,554	76,464
19,399	19,265	20,656	20,949	173,947
13,769	11,843	11,003	10,672	106,170
1,126	500	500	500	15,290
24,642	24,680	24,718	24,756	221,596
136,741	133,841	134,543	134,665	1,210,680

(単位:百万円)

26見込	27見込	28見込	29見込	21~29計
22,962	22,745	22,523	21,970	205,566
22,465	22,581	22,697	22,815	198,147
14,003	13,683	13,929	14,174	122,997
23,171	20,430	19,841	18,780	181,469
7,379	7,438	7,497	7,557	65,612
3,547	3,537	3,528	3,259	34,108
43,214	43,427	44,528	46,110	402,781
136,741	133,841	134,543	134,665	1,210,680
1,014	1,689	3,913	8,152	

平成20年度末見込み

(単位:百万円)

財政調整基金残高	6,709	地方債残高	124,876
減債基金残高	651		

1.基本方針

新市における財政計画は、歳入歳出の各項目毎に過去の実績、経済情勢、歳出歳入一体改革等による地方の厳しい財政環境等を勘案しつつ、合併後も健全な財政運営を堅持していくことを基本としています。この財政計画は、新市基本計画の確実な施策展開に向け、計画期間中の財政状況の推計を行いながら、新市財政の今後の全体的な枠組を示すものとなります。

2.基本的事項

(1) 計画期間

平成21 (2009) 年度~平成29 (2017) 年度までの9年間とします。

(2) スタイル

- ・普通会計ベースで作成しています。
- ・年度毎に歳入(目的別)、歳出(性質別)として整理しています。

(3) 作成手法

- 歳入歳出の各項目毎に過去の決算数値などから推計基準を設定しています。
- ② ①の基準に基づき両市町とも平成20年度当初予算をベースとして9年間の財政計画を作成しています。
- ❸ それぞれの財政計画を合算したものに合併後の要因を見込んで調整し、新市における財政計画を作成しています。

3.計画の概要

歳入は、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「新法」という。)に伴う国・県の財政支援措置を最大限に活用することを前提としています。市税では、基本的に財務省の試算した資料を参考としています。地方交付税では、合併に伴う支援措置分等を見込んでいますが、基本額は基準年度を上回らないものとして推計しています。また平成20年度の地方財政計画等を踏まえ、今後大きく変化すると思われる地方財政の状況等も勘案した推計としています。

歳出は、合併による削減効果を見込むとともに、一定の行政サービス水準の向上や住民負担の軽減等を勘案し推計を行っています。人件費では、特別職、議員及び一般職の人数などの削減効果等を見込んでいます。普通建設事業費については、合併効果を高める事業を優先的に実施できるように計画しています。

現在高崎市では中核市の要件を満たしていることから、平成23年度を目標に中核市への移行を目指しています。中核市になりますと新たな財政需要が発生することになりますが、それに伴う財源としては地方交付税の増額を見込んでいます。

今回の財政計画は合併年度を含む9年間として作成していますが、新規施設整備に伴う公債費や維持管理費の増加、合併に伴う財政支援措置の終了などを念頭に置きながら、今後計画していくことになる、行財政改革の推進や新たな視点での経営手法の導入など、より一層の健全財政運営に努めていく必要があります。

4.個別推計基準等

(1) 歳入

❶地方税

- ・財務省の試算した「平成20年度予算の後年度への影響」を基に積算しています。
- ・現行の制度をベースとしていますが、平成20年度地方財政計画に示された内容を 勘案するとともに、過去の実績を参考とした推計としています。
- ・高崎市は既に人口が30万人を超えており、旧法の定めるところにより平成23年1 月23日以降、事業所税の課税団体として指定される見込みです。計画上は、同規 模の都市を参考として試算し、平成23年度以降の歳入として見込んでいます。

2地方譲与税

- ・地方道路譲与税、自動車重量譲与税は制度に変更が無いものとして、計画期間中 は同額としています。
- **③**利子割交付金
- 4配当割交付金
- **⑤**株式等譲渡所得割交付金
- 6 地方消費税交付金
- ♂ゴルフ場利用税交付金
- **8**自動車取得税交付金
- **⑨**国有提供施設等所在市町村助成交付金
 - ・以上は、過去の実績及び国や景気の動向等を参考に推計しています。
 - ・制度上見直し等も考えられますが、現行制度が継続するものとして推計していま す。

10地方特例交付金

・特例交付金は制度に変更が無いものとして、計画期間中は同額としています。また、特別交付金は恒久的な減税措置の廃止に伴う影響を勘案しています。

①地方交付税

i) 普通交付税

- ・国の経済見通しでは、若干の伸びを見込んでおりますが、総額が抑制される方向 にあることから、毎年若干の減少があるものとして推計しています。
- ・事業所税の75%を基準財政収入額に算入し試算しています。
- ・合併算定替、合併補正を考慮し試算しています。
- ・合併前準備に係る推進債の元利償還金に対する算入分を考慮し試算しています。
- ・中核市へ移行することによる増分は、平成19年度普通交付税算定を基に試算しています。

ii) 特別交付税

- ・過去の実績等を参考に推計していますが、普通交付税同様、毎年若干の減少があるものとして推計しています。
- ・合併の準備として電算システムの統合等に要する経費に対する措置分を考慮し試 算しています。

22交通安全対策特別交付金

13分担金及び負担金

他使用料及び手数料

・以上は、過去の実績等を参考に推計しています。

15国庫支出金

6県支出金

・以上は、過去の実績や国の動向等を参考に推計しています。

加財産収入

18寄附金

・以上は、過去の実績等を参考に推計しています。

19繰入金

- ・過去の実績等を参考に推計しています。
- ・特定目的基金については、必要に応じて繰入れを行っています。

20諸収入

・過去の実績等を参考に推計しています。

20地方債

- ・過去の実績等を参考に推計しています。
- ・できるだけ有利な地方債を借り入れるものとして試算しています。
- ・借入条件は以下のとおりとしています。※借入利率:2.0%(固定)、償還期間:20年または15年(据置3年)

第7章 財政計画

(2) 歳出

1人件費

- ・特別職・議員等については、合併による削減効果を見込んでいます。
- ・一般職については、合併による削減効果と行財政改革等を考慮し、類似団体の職員数を参考として減員数を推計しています。
- ・退職手当の推計にあたっては、定年退職者の人数から試算しています。

2扶助費

- ・過去の実績を参考に推計しています。
- ・吉井町地域が市の区域となることによる増加需要を見込んでいます。 (生活保護費など)

3公債費

・両市町が既に発行している地方債の元利償還金については合算とし、新規に発行 する地方債に係る元利償還金を加えて推計しています。

4物件費

- ・過去の実績を参考に推計しています。
- ・合併に伴う削減効果と行財政改革の推進による削減を見込み試算しています。
- ・合併時に見込まれる電算システムの統合に要する合併準備経費を平成20年度と 21年度の2ヵ年で実施するものとして見込んでいます。

⑤維持補修費

・過去の実績等を参考に推計しています。

6補助費等

- ・過去の実績等を参考に推計しています。
- ・合併に伴う削減効果と行財政改革の推進による削減を見込み試算しています。
- ・一部事務組合等への負担金は、実績及び今後の見込みを勘案し推計しています。

7繰出金

8積立金

②投資·出資·貸付金

・以上は、過去の実績等を参考に推計しています。

①普通建設事業費

- ・今回の基本計画に登載された地域別整備事業については、所要の額を見込んでいます。
- ・通常の事業量については、過去の実績等を参考にするとともに、地域別整備事業 との調整を図りながら推計しています。



資料

- 1. 合併協議等の経過
- 2. 高崎市・吉井町 合併協議会の組織体系図
- 3. 高崎市·吉井町 合併協議会委員等名簿



高崎市·吉井町合併協定調印式

1.合併協議等の経過

期日	取	組	内	容
平成 15年12月18日	高崎地域任	意合併協議会	会の設置	
	より、高 回〜第7[倉渕村、群県 崎地域任意合 回高崎地域任 秦名町及び箕	6併協議会を記 意合併協議会	設置し、第1
平成 16年 5月15日 平成 16年 5月30日	市町村合併	説明会の開作	Ĕ	
		業文化会館(、市町村合併		
平成 16年 5月23日	吉井町で条	例に基づく信	主民投票を実	施
	有効投票	非と枠組みる の過半数が、 みを選択		
平成 16年 8月24日		民団体が住り 合併協議会記		き
平成 16年 9月13日	高崎市議会 高崎市・吉	で 井町合併協詞	養会設置議案	を可決
平成 16年 9月21日	吉井町議会 高崎市・吉	で 井町合併協詞	養会設置議案	を否決
平成 16年11月 7日	吉井町で合 住民投票を	併特例法(II 実施	∃法)に基づ	<
	住民投票	の法定合併 を実施。賛成 が合併協議か	以が半数以下	であったた
平成 20年 2月29日		民団 <mark>体が</mark> 住り 合併協議会記		き
平成 20年 3月19日	高崎市議会 高崎市・吉	で 井町合併協詞	養会設置議案	を可決
平成 20年 3月26日	吉井町議会 高崎市・吉	で 井町合併協詞	養会設置議案	を否決
平成 20年 5月11日	吉井町で合 住民投票を	併特例法(業 実施	所法)に基づ	<
	住民投票	の法定合併版 を実施。過当 き合併協議会	¥数が賛成。	これにより
平成 20年 7月 2日 平成 20年10月 2日	高崎市・吉	井町合併協調	養会の設置	
		会を設置し、 併協議会を開		回高崎市·



7市町村による 高崎地域任意合併協議会の設置



高崎市・吉井町合併協議会の設置



合併協議会の様子



合併講演会



合併協議会委員



高崎市・吉井町合併協定調印式

期	日	取	組	内	容
平成 20年	9月27日	合併講演会を	を開催		
		合併講演会	会を開催	協議会と群馬 公会館(500)	
平成 20年1	10月16日	合併協定調印	叩式を挙行		
		●高崎市長及	及び吉井町長	が合併協定	書に調印
平成 21年	1月 8日	高崎市議会が	が廃置分合等	等の合併関連	議案を可決
平成 21年	1月13日	吉井町議会が	が廃置分合等	等の合併関連	議案を可決
平成 21年	1月28日	群馬県知事へ	、廃置分合	(合併) の申	請
平成 21年	3月18日	群馬県議会の	の議決		
平成 21年	3月19日	群馬県知事の	の決定、総都	8大臣への届	出



高崎市・吉井町の合併協定書



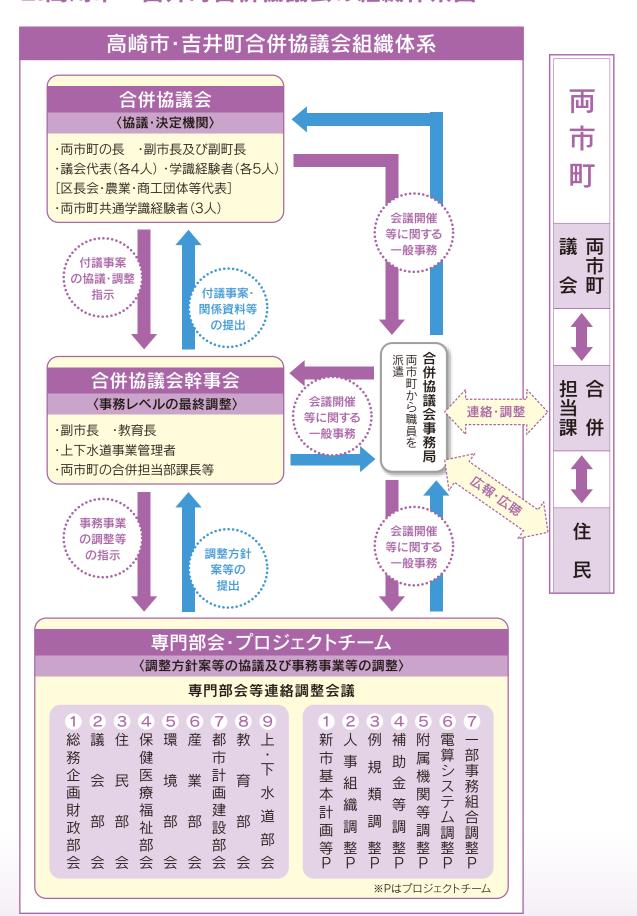
群馬県知事に合併の申請

今後の予定

期	日	取	組	内	容
平成 21年	4月 中旬	総務大臣に	よる官報告え	Ā	
平成 21年	6月 1日	 新「高崎市」 	誕生		



2. 高崎市・吉井町合併協議会の組織体系図





3.高崎市·吉井町合併協議会委員等名簿

平成20年7月2日[合併協議会設置時]現在(敬称略)

役職名	委員区分	職・選出区分	氏 名	年/月2日[合併協議会設直時]現在(飲林略) 備 考
会 長		高崎市長	松浦幸雄	
副会長	1号委員 (会長以外の長)	吉井町長	斎藤 軍雄	
	高崎市	座間 愛知	副市長	
	2号委員 (副市長 · 副町長)		三木 義晴	総務課長
		高崎市議会議員	柴田 正夫	議長
			小野里 桂	副議長
			松本基志	中核市及び合併特別委員会委員長
	3号委員(議会議員)		高橋 美奈雄	中核市及び合併特別委員会副委員長
	3万女貝 (磯云磯貝)		飯塚 邦広	議長
		吉井町議会議員	飯 野 榮	副議長・合併特別委員会委員長
			大野 富士子	合併特別委員会副委員長
		松本賢二	合併特別委員会委員	
			松本源治	区長会長
委員			田口 佐知雄	農業委員会会長
		高崎市	原浩一郎	商工会議所会頭
			中村 六郎	元高崎市助役
	4号委員(学識経験者)		飯沼理恵	小中養護学校PTA連合会副会長
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	吉 井 町	三木 克則	区長会長
			倉持 孝義	民生委員児童委員協議会長
			大柳 茂義	農業委員会会長
			三木 高雄	商工会長
		武藤 眞由美	教育委員長職務代理者	
5号委員 (両市町共通の学識経験		行 政	廣瀬 玉雄	元群馬県企業管理者
	5号委員 (両市町共通の学識経験者)	教育	村山 元展	高崎経済大学地域政策学部教授
		行 政	金井達夫	群馬県西部県民局長
監査委員		高崎市	木部 純二	代表監查委員
		吉 井 町	品田 順正	代表監査委員

新市基本計画

交流と創造 ~ 輝く高崎

平成21年度~平成29年度 (2009年度~2017年度)

発行·編集 高崎市·吉井町合併協議会

発 行 日 平成21年3月

制作·印刷 杉浦印刷株式会社

◎古紙と管理された植林木パルプを使用しています。

